

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 30 年第 2 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 30 年 6 月 5 日午前 9 時 00 分、第 2 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 加藤弘文 | 2 今泉吉人 | 3 河野 清 |
| 4 松下好延 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

1 金田文子議員

- (1)「設楽町空家等対策計画」の実効性を高めるための施策を問う。
①緊急対応が必要な特定空家の対応を確認する。
②予防的見地での空家等対策を問う。
(2)WRC (世界ラリー選手権) 招致の設楽町にとっての意義を質す。

- (3) 福祉政策の充実について、動き出した企画について問う。
- ①障がい者（児）・高齢者の医療機関受診及び通院支援について
 - ・他科受診・通院費用支援の拡大措置はどうか。
 - ・通院費用の高額負担者の負担軽減はどうか。
 - ②児童一人ひとりの育ちを一貫して支える、いわば「設楽町版ネウボラ」等の子ども政策のプロジェクトは始動しているか。
 - ③保育士バンクの制度としての実施要綱はどうか。

2 田中邦利議員

- (1) これ以上の国保料引き上げはストップを
- (2) 住民健診の受診率向上と受診料無料化について

3 加藤弘文議員

- (1) 設楽町独自の給付型奨学金制度について
- (2) 平成30年度当初予算編成の基本的な考え方の見直しについて
- (3) 子どもの食を守るという理念に基づいた学校給食の充実について

4 河野清議員

- (1) 浜岡原子力発電所再稼働の動きについて町長の見解を問う。
- (2) 町内公共施設等管理計画のうち地区移譲について問う。

5 今泉吉人議員

- (1) 主婦の願い可燃ごみ袋の規格変更並びに不透明価格を問う

6 高森陽一郎議員

- (1) 有害鳥獣対策事業の北設広域事務化について

日程第6 報告第3号

平成29年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について

日程第7 報告第4号

平成29年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第5号

平成29年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第6号

専決処分の報告について

日程第10 承認第1号

専決処分の承認について

日程第11 承認第2号

専決処分の承認について

日程第12 承認第3号

- 専決処分の承認について
- 日程第 13 承認第 4 号
専決処分の承認について
- 日程第 14 同意第 2 号
設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について
- 日程第 15 議案第 37 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 16 議案第 38 号
工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 39 号
平成 30 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 皆さんおはようございます。それではただいまから会議を始めます。本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんも御協力をいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員は、12 名全員です。定足数に達していますので、平成 30 年第 2 回設楽町議会定例会第 1 日を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。それでは平成 30 年第 6 回議会運営委員会の結果の委員長報告をいたします。平成 30 年第 2 回定例会（第 1 日）の運営について、6 月 1 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は従来どおりです。日程第 3 「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情の取扱いについての報告があります。日程第 4 「行政報告」は町長より報告があります。日程第 5 「一般質問」は本日 6 名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて 50 分以内です。本日提案されている案件は、町長提出 12 件です。日程第 6、報告第 3 号から日程第 8、報告第 5 号までは一括上程します。日程第 9、報告第 6 号から日程第 17、議案第 39 号までは順次 1 件ごとに上程します。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願います。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番加藤弘文君及び2番今泉吉人君を指名します。よろしくお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は15日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣及び陳情の取り扱いについての報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成29年度の3月、4月執行分、平成30年度の4月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則第129条第1項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

次に、陳情書の取り扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、陳情7件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情第2号「地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書」から、陳情第8号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地などの米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」までの7件すべて、総務建設委員会付託とします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、6月議会定例会初日ということで開催にあたりまして、全員の方々に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

一昨日の日曜日には、設楽町消防操法大会が開催されたところでもご

ございました、議員各位には大変お忙しいなかを出席を賜り、消防団並びに出場選手に対しまして激励をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、まだ梅雨入りの発表はされてはおりませんが、近日中には梅雨に入るといふふうに思われますので、梅雨前線による集中豪雨等、自然災害の発生が危惧されますので、的確に対応をしております。

それでは行政報告をさせていただきます。

最初に、歴史民俗資料館・道の駅清嶺、仮称であります、この状況についてであります。3月に行った入札が不調に終わりましたので、設計内容や入札参加資格、共同企業体の結成方法等の見直しを行い、5月31日に改めて事後審査型制限付き一般競争入札を行いました。結果は、非常に遺憾ではありますが不調に終わってしまいました。再度不調に終わった原因を究明し、早期に発注できるよう全力を注いでいきたいと思っております。一方で、道の駅の運営方法ですが、清嶺地区の若手有志を中心としたメンバーが検討を進めていただいた結果、「株式会社」という形態を目指すということで、地元の関係区長さん方にも御了解をいただき、町にも4月24日に報告がありました。今後は、株式会社設立に向けて、経営体制や事業計画を固めるなかで、近隣の八雲苑さんやファミリーマートさんとの協力体制も構築をしていきたいというお考えのことと伺っております。町といたしましても、人的、金銭的な支援をしていきたいと思っております。

次に、WRC、世界ラリー選手権についてであります。5月22日の議会全員協議会に説明後、24日に名倉地区、25日には津具地区で招致準備委員会による地元説明会が開催がされました。説明会では、出席者から「多くのファンが勝手に私有地に入って観戦しないか」とか、「ラリー沿線の道路に対する交通規制」などの質問がありまして、担当者は対応策等について丁寧に説明するとともに、理解と協力をお願いをされたところであります。また、パブリックビューイングによる観戦要望や地域一体となって、この大会を盛り上げて、町の活性化につなげられればよいという意見もいただきました。町といたしましても、大会の開催に積極的に協力をしていきたいというふうにも思っております。

次に、災害用自転車の寄贈についてです。愛知東農協では社会貢献事業の一環として、管内4市町村に災害用自転車を寄贈することとし、当町へは6月1日に河合組合長さんから10台の折りたたみ式ノーパンク自転車をいただきました。町といたしましては、役場本庁と支所、そして避難所となる各小中学校と田口高校に配備をして、災害時の対応に備えるとともに、普段においても利用ができるようにしてもらえというようなことという

ふうにも思っております。

次に、旧矢崎部品株式会社田口BFの跡地についてです。昨年11月頃から工場の解体が始まり、5月末には全体の整地が完了した状態となっております。町といたしましては、今後の跡地の利用について、地主の方々の意見をお聞きしながら、協力できることはできる限り支援をしていきたいというふうにも思っております。

最後に、役場本庁舎横の細田町有地についてであります。設楽ダム建設事業で、豊川の転流工工事と県道瀬戸設楽線の橋脚工事を受注した2業者から、現場事務所の建設用地について、町へ相談がありました。町といたしましては、設楽ダム事業に協力する立場から細田町有地を貸し付けることといたしましたので、御承知置きください。なお、町有地の隣接する民家の方々には、現場事務所の設置に対する理解と協力を戸別に訪問をお願いをしてあるところでもございます。

本日は、6名の議員によります一般質問に続き、継続費、繰越明許費及び工事請負契約の変更に係る報告4件、専決処分の承認4件、一般会計補正予算1件、人事案件2件、工事請負契約の締結1件の合計12件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。なお、最終日には杉平南住宅建設工事、田口簡易水道の配水管更新工事2件、計3件の工事請負契約の締結議案を追加上程させていただく予定ですので、よろしく願いをいたします。以上、議会定例会初日の審議に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますので御協力をお願いします。

はじめに、5番金田文子君。

5 金田 5番金田文子です。通告に従い質問いたします。「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条の策定義務に基づき、「設楽町空家等対策計画」、以下計画と申します。ができました。同法9条の調査、情報の内部利用、同11条のデータベース化など、市町村の情報収集の責務に係る環境整備もできたようです。国、県による財政上の措置があるとはいうものの、6百数十万円もかけて作った計画です。実際に効果あるものにする必要があります。同法13条に空家及びその跡地の活用対策の実施を求められています。実施の効力について確認していきたいと思えます。本計画の基になる調査により、空家等対策の問題・課題が浮き彫りになりました。空家が328件も

あり、アンケート調査郵送先が判明したもの293件、不明35件。293件のうち回答があったもの196件、回答なし96件でした。回答をくださった196件のうち、計画の15ページ8項「維持管理の状況」によりますと、いつでも住める空家は40%弱の74件です。多くは大規模修繕や何かしらの修繕が必要ですし、回答すらない物件については所有者の関心が低く、放置されて特定空家になる可能性が高いと言えましょう。本計画の39ページ、40ページから、特定空家の対応の概略を理解しました。この「特別措置法」により行政の厳しい対応が可能になったものの、現実問題として、対応には膨大な時間とお金がかかりそうです。

まず、本日は、設楽町の特定空家への現実的な対応についてお聞きします。現在、地域の方などから危険が指摘され緊急対応が必要な特定空家は、およそ3件と報告されました。この3件の対応フローについて確認し、緊急対応はどれほどの時間とお金をかけて完了する見通しなのか伺います。緊急対応3件の対応フローと完了見通しをお答えください。

続いて、計画の25、26ページの「空家等対策の意識啓発の展開」について問い、提案ができればと考えます。26ページのチャート中段の「☆空家になったときに考えるのでは手遅れになる可能性が高い」がポイントになると考えます。設楽町は高齢者人口が約50%、1世帯人口2.52人。高齢者のみの世帯は、平成28年度統計で840世帯に達しています。高齢者人口はすでに自然減に転じ、この1年間で46人減少し、空家が増える要因になっています。計画期間10年間の間に、空家数は現存の数に上乗せされ、さらに増えそうです。

設楽町の既存施策「空家バンク制度」「空家・空店舗改修事業補助金」「同家財道具等処分補助金」などの制度を整えてきたこと、これら制度の情報提供について、建設課は空家の所有者へのアンケート発送の折に同封したこと、また移住定住推進室は「広報したら6月号3ページ」の記事や詳しいパンフレットを作成するなどして、空家バンクの啓発に努力していることなどは大いに評価するところです。

しかし、空家になってから策を講じる難しさは計画でも浮き彫りになっており、空家になる前から予防的見地で対策を講じる必要があると推察されます。予防的見地での対策は考えていますか。

次は、先ほど町長も触れられましたWRC（世界ラリー選手権）招致の設楽町にとっての意義を質します。世界ラリー選手権の住民説明会が5月24日、25日と両日開催されました。設楽町としては、住民の理解を得て全庁体制で取り組むと担当課から説明がありました。招致準備委員会の説明の受け取り方は、参加した個々人の主観的感想に留まっています。かつて

経験したことがない大規模な世界的なモータースポーツイベントです。町民全体へ、設楽町の取り組み姿勢を共有することが必要です。世界ラリー選手権を招致することが、設楽町のまちづくりなどとの関連において持つ価値、重要さについて行政としての認識を問います。

最後に、これまで要請してきた福祉政策の充実の具体事項について、本年度どのように取り組んでいるかお聞きします。3月議会で、町長から「困っている人の状況を精査し対応課題とする」という趣旨の答弁をいただいています。想いがあっても具体的な行動がなければ実現は遠い。そこで、30年度の対応課題としたこと及び取り組み体制、取り組み動き始めた状況を確認します。

1、障がい者(児)・高齢者の医療機関受診及び通院支援についてお聞きします。障がい者、主に精神の方の他科受診、通院費用支援の拡大措置についてはどうなっていますか。他科受診の必要の認定が難しいとされてきましたが、今年度、他科受診は叶いますか。また3級の手帳をお持ちの方には、メリットが少ないようですが、1級、2級の方と同じような支援をしていただけますか。それから、移送関係のサービス利用者の通院費用の高額負担の軽減については、多くの議員からも指摘があったところです。どんな見通しになりそうですか。

2、児童一人ひとりの育ちを一貫して支える、いわば「設楽町版ネウボラ」ともいうべき、支援システム構築は進んでいるのでしょうか。課を越えた横の連携はどのようにしていきますか。また、子供さんの誕生から就労支援に至るまで縦の連携に必要なツールとして、サポートブックのようなものを作成する動きを始めていますか。

3、子供たちをケアする人材確保のために、保育士バンクをつくることでしたが、制度の実施要綱を作りましたか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

建設課長 ただいま御質問をいただきました「設楽町空家等対策計画」について、建設課よりお答えいたします。1つ目の「緊急対応が必要な特定空家の対応を確認する。」についてですが、現在、町内において倒壊の危険などで周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあると思われる空家を3件把握しております。このような空家については、今後、設楽町空家等対策協議会に諮り、特定空家であるかを判断いたします。そこで特定空家と判断された場合には、所有者に対し、解体・除却を含めた改善措置を求めていくこととなります。求めに応じない場合は、助言、指導・勧告などを経て、最終的には行政代執行を行うこととなりますが、特定空家の認定には所有者の費用負担問題、建物の危険性、緊急性等を総合的に判断し、慎重に行

うこととなります。なお、現在、特定空家と認定された場合の解体費用について、補助制度を検討している最中でございます。

いずれにいたしましても、空家の維持管理は、基本的には所有者の責任において行っていただくものと考えていますが、周辺へ悪影響を与えるものについては、今回作成いたしました「設楽町空家等対策計画」に基づき、適正に対応していく所存でございます。

2つ目の「予防的見地での空家対策を問う。」についてお答えをいたします。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計によりますと、本町の人口は2040年には2,900人あまりになると予測されており、このことに伴い多くの空家が発生すると予想され、空家の発生を完全に回避することは困難であると考えております。議員の言われるように、空家になってしまってから策を講じることは、大変難しいことであると思っておりますが、国の人口も減少すると考えられるなかで、すべての空家を有効活用することは難しいことであると考えております。町では平成28年度に空家現況調査、空家所有者アンケート結果などを取りまとめた空家台帳を整備いたしました。アンケートでは、現在及び今後の維持管理についてや、空家バンク登録の希望の有無など多岐にわたり調査をいたしました。現在、この情報は関係各課と共有しており、空家バンクの案内を郵送するなど活用しております。

今後は、定期的に現況調査や所有者への意向調査などを行い、放置による劣化、周辺環境への悪影響が深刻化する前に解体・除去を含めた適正な維持管理や利活用について助言、指導をすることを考えております。特に利活用については、補修等をあまり必要としない空家について重点的に施策を講じるなど、メリハリをつけていきたいと考えております。以上です。

企画ダム対策課長 私からは、金田議員の「WRC」に関する御質問にお答えさせていただきます。始めに、現在までの経緯について御説明いたします。今年の1月にWRCの日本招致について新聞報道がされまして、設楽町でもSS区間が2つのコースで検討している旨が示されております。3月に、愛知県の担当者と招致準備委員会から概要やコースなどについて説明を受け、4月に区長会で説明を行い、先ほど行政報告でもありましたように、5月24日、25日に名倉・津具地区で住民説明会を開催し、名倉地区39名、津具地区27名の出席がありました。両地区がSS区間の候補になっておりまして、地域住民の理解・協力が必要であるため開催したところでございます。

今後におきましては、直近では6月から行います地区懇談会のなかで説明して、広く住民の方への周知を考えております。開催の正式発表は今年

の12月と聞いております。その間、WRC招致準備委員会、地域住民の方々
と話し合いを持ちながら、開催に向けた準備を進めてまいりたいと考えて
おります。

御質問にあります、WRCを招致することによって、設楽町のまちづく
りなどとの関係において持つ価値、重要さについて、行政としての認識で
ございますが、町としましては、世界規模の大会が開催されることは戸惑
いもございますが、日本全国そして世界に発信するまたとないチャンスと
して、町全体の活性化に繋げていきたいと考えております。

今回の開催では、期間中50万人から60万人の観戦があると見込まれてお
り、設楽町にどれだけの方が来るかということは想像が付きませんが、多
くの方が観戦に来ると思われれます。そのため、公共交通、宿泊施設、外国
人観光客など多様な対応が必要になるものと考えております。このことを
整備することは、WRCに限らず、観光客誘客にも繋がると考えておりま
す。一時的な行事としてではなく、今後を見据え検討したいと思ってお
ります。

現在、役場内で準備委員会を立ち上げ、行政側、住民側の役割などにつ
いて検討を始めております。今後においては、機運を高めまして、地域住
民の方や町民の方を交えた実行委員会の立ち上げも予定しておるところで
ございます。以上でございます。

町民課長 それでは、私のほうから「福祉施策の充実について、動き出した企
画について問う。」という御質問に対して御回答申し上げます。

まず、「障がい者の他課受診・通院費用支援の拡大措置」につきましては、
これまで、精神障がい者1級・2級の方は、全疾病の医療費が助成の対象
となっております。課題としては、3級の方と精神通院の自立支援医療受
給者への新規助成措置があるかと思えます。これにつきましては、すでに
実施されている県内の市町村がございますので、今年度中に調査研究を進
め、制度設計をした上で財政サイドと調整しながら、財源の確保、平成31
年度予算措置の可能性について検討いたします。

次に、「移送サービス利用者の通院費用の高額負担の軽減について」です。
これにつきましては、道路運送法や公共交通活性化協議会と深く関係しま
すので、慎重に検討を進めます。課題としては、「料金体系の見直し」とタ
クシー事業では可能でも福祉移送サービスでは対象外となっております
「相乗り」が主なものであると認識しております。料金については、これ
まで、「タクシー料金の概ね2分の1というガイドラインに基づいて」と御
説明しておりましたが、実際の利用者負担額は3分の1程度の負担となっ
ておりました。ガイドラインよりかなり少ない負担となっております。こ

の料金体系は、現在、設楽町におきましては、距離制運賃ということにしておりますが、全国の状況を参考にしながら、これを時間制の運賃、もしくは時間と距離の併用の運賃、それから自動車の予約料プラス燃料費プラス時間利用運賃など、さまざまな角度から検討をいたします。なお、相乗りにつきましては、現在の制度を始める時、タクシー事業と福祉移送サービスを区別するため、公共交通活性化協議会において、あえて福祉移送サービスでの相乗りはしないこととした経緯がございます。福祉有償運送における相乗りにつきましては、透析患者の透析のための輸送、知的障がい者、精神障がい者の施設送迎についてのみ認められておりますが、公共交通活性化協議会において特別に認められた場合であれば運送できるものとされておりますので、利用者からの声を参考に検討いたします。

次に、「児童一人ひとりの育ちを一貫して支える、いわば「設楽町版ネウボラ」等の子供政策のプロジェクト及び取り組み体制と始動状況はどうか」についてをお答えします。日本版ネウボラとして政府が進めます「子育て世代包括支援センター」の平成32年度設置に向け、保健福祉センターの母子保健事業を核といたしまして、町民課、教育委員会、その他関係機関と連携して協議を進めてまいります。今現在の状況ですけれども、平成29年12月19日に第1回検討会、平成30年1月29日に第2回検討会を開催し、プロジェクトチームによるセンター設置に向けた調査、研究を進めております。今後は、目標年度の設置を目指して、引き続き準備作業を進めてまいります。

最後に、「設楽町保育士バンクの制度としての実施要綱を作っているか」についてです。「設楽町保育士等人材バンク設置要綱」を制定いたしまして、平成30年3月1日から施行しております。以上です。

町長 私からは、御質問のある事項のなかで、2つ目の「WRCの招致について、これも設楽町にとっての意義」という点についてお答えをさせていただきます。本町におきましては、今までというか、近いところでのこうしたイベント事業につきましては、奥三河パワートレイルというのが開催がされております。これは御承知のように、全国各地から多くのランナーが参加されているという実績もでございます。そしてこうした大会には、地域の皆さん方がエイドステーション等で、また沿道等にも駆けつけていただいて、おもてなしました応援等、こうしたボランティアなどの大変盛り上がり、そしてランナーの人たちにも元気をつけていただいているというような実態がございます。こうしたように、設楽町には住民自らが動く機運が高まっているというようなことで、この流れを町全体に波及させていくことが大事であろうというふうにも考えております。今回、計画・予定をさ

れておりますこのWRCという、いわばF1、フォーミュラの、こうしたレースがございますが、こうしたものと並ぶ世界レベルのモータースポーツということで、設楽町人口が4,900人の町で町民ですとか、また商工業者の皆さん、そして行政が一体となって、こうした招致から開催まで取り組むことが、いわば「まちづくり運動」そのものだというふうにも考えております。町といたしましても、WRCの開催が実現できるように招致関係者を支援をしながら、町民の皆さん方の御理解もいただくなかで、こうしたことへの協力を行っていききたいというふうな考えでございます。以上です。

5 金田 簡潔のなかにもわかりやすい答弁をありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

特定空家の件についてですが、特定空家3件の対応が見える化されることによって、具体的に対応の仕方が啓発でき効果が上がると思われれます。今は漠然としていて掴めていないというところも多いので、ぜひ30年度中には見える化できるよう、協議会等の審議をお急ぎいただきたいとお願いして、この点についてはここまでとします。

それでは、「空家活用の事前登録制」を提案したいと考えます。移住定住推進室にお聞きしたところ、空家バンクの問い合わせは増えているとのこと、しかし、空家期間が長く劣化した物件では改修費が嵩むなどのためにうまくマッチングできないという悩みがあるということでした。移住者を増やしたいと努力している設楽町ですから、移住者の住宅確保に空家を活用できる環境を整えておくことは課題です。

計画の26ページのチャートの記述にあったように「☆空家になった時に考えるのでは手遅れ」ですから、現在町内に住み、自分の死後や転居後に住宅を貸したり売ったりしてもよいと考えている住民を事前に把握する制度「空家活用の事前登録制」を提案します。自宅の提供を希望する住民に、住宅の情報や相続する親族などを登録してもらい、実際に空家になった場合には調整するというものです。「愛着のある家が使われず、朽ちていくのは寂しい。住みたい人に使ってもらえたらありがたい。」と考える住民は少なからずあるのではないのでしょうか。

この制度を始めた徳島県神山町では登録家屋の玄関などに「お家長生き宣言」と記された木札を掲げ、居住者が亡くなったり転居したときに、入居者探しを「移住交流支援センター」が手伝うという仕組みをつくり運用を始めています。本県の旭地区などでも地域のリーダーがお年寄りと話合っって事前に把握する動きがあるようです。この仕組みを運用すれば、家が劣化しないうちに活用でき、修繕費の抑制にもなります。設楽町も早急

に仕組んでみたらどうでしょうか。

次は、ワールドラリー選手権のことです。12月に決定されるという、招致が決定されるということですが、決まれば準備期間の1年はあつという間です。設楽町及び町民が主体的に取り組む指針をしっかりと決めておかなければなりません。先ほど、交通、宿泊、インバウンドなどへの対応ということが具体的になされましたし、町長さんからはまもなく開かれる住民懇談会で詳しく説明するということがお話しにされましたが、ざっとしたのは誰でももう想像がつかますので、「交通も必要だな」「駐車場の準備も必要だな」「宿泊はどうするんだろう」「外国人が来たらどうするんだろう」というようなのは、一般町民ももう気づくことですので、なぜそれが設楽町にとって重要なのかっていうところを、はっきりと述べていただけるような懇談会にさせていただきたくお願いいたします。「商工業者の方ががんばる」とか、「市民ががんばる」っていうだけではなくて、「行政としてこういう方針でやっていくよ」っていうようなことを、なるべくわかりやすく、大きい進むべき方向を見定めていけるような懇談会にさせていただきたいとお願いして、ここまでといたします。

それから、最後の福祉政策についてですが、非常に丁寧に1個1個について、すでにプロジェクトが始動しているということがわかりました。大変ありがたいと思ひまして期待申し上げますので、がんばっていただきたいと思ひます。

私がお聞きしている声としては、障がい者の支援の連絡会議がありますね。専門の方々の。その時に、要望していたことがまだ実現できていないってというような声を聞いています。こういう、特に障がいの方でお困りだという事例は報告されていると思ひますので、事例に沿って解決していくことをぜひお願いしたいと思ひます。この点について、再答弁をお願いします。

それから、先ほど、福祉有償運送とタクシーについての問題点が提示されましたが、その事に含まれるとは思ひますが、最近介護予防活動のなかで、町民課の職員さんが来てくださった時に、膝を交えていろいろ話を聞いてくださり、タクシー利用とシルバーの送迎の利用、これをした時に、付き添いに、つまり旦那さんが患者さん、介護を要する患者さんで、緊急で、急に悪化して、緊急で病院に行ったりするときですが、そして高齢者の妻が介護しているという状態なので、高齢者の妻自身も通院をしているって、そういうような事例を町民課職員さんが丁寧に、優しく聞いてくださって、付き添いの同乗が叶う種類のサービスと、もう高齢者同士の、80代なんですが、それでも付き添いの同乗が叶わないというサービスがあつ

て、非常に戸惑い困った。「予約してないから行けない」と言われたけど、「緊急に倒れた時には予約なんかできなかった」ということを訴えられまして、町民課職員さんが丁寧に聞き取っていただきまして、話し合いますという御返答をいただいておりますが、このようなことについて、再度、もう一度確認をさせていただきたいと思っておりますので、御答弁をよろしく申し上げます。

それから、子育てに関する施策のことについてですが、私は「子育てするなら設楽町へどうぞ」と胸張って言えるように、支援システムを構築するプロジェクトを立ち上げていただきたいと考えています。先進国フィンランドに学んだ支援システムが世界に広がり、日本でも多くの自治体が、その市町の既存施策を整理し、不足を補って、子供・子育て支援を充実しています。それを考えると、これは子どもの権利を保障するっていうことで、あたりまえのことなのですが、さらにそれらの先進自治体では、定住・移住策の柱として必要だとされています。「子育てするなら設楽町に」というコンセプトはいかがでしょうか。プロジェクトを立ち上げてあるということですが、そのへんの基本方針についてお伺いします。

町民課長 再質問ということで3点ほどあったかと思いますが、まず精神障がいの方たちの実際、現状とか要望に応じた補助というか施策をお願いしたいという点でございます。で、今、精神障がい手帳をお持ちの3級の方6名ほどみえます。あと、精神通院されている自立支援の関係の方は67名お持ちまして、そのうち生保の方、生活保護の方が8名、それから低所得の方が28名、中間所得が29名で、一定以上の方は2名といったような内容になっておりますので、それぞれの方たちの声を聞き取った上で、通院だとかの補助については検討させていただきたいと考えております。

で、次に、福祉有償運送のシルバーのほうですけれども、そちらだったとか、タクシー事業のほうで、緊急の場合の登録対象外の方の付き添いの件につきましても、緊急の場合はですね、配偶者の方、心配なので付き添っていききたいということは当たり前のことだと思いますので、そこらへんのほうも、道路運送法とかそちらの関係等もチェックしながら対象にできるような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

子育ての関係なんですけども、これにつきましては、まだプロジェクトがですね、保健センター中心に町民課、教育委員会、それから新城保健所等と立ち上げたばかりでございまして、これからどういうことが問題で、その問題をどういうふうクリアしていくかということをお話し合っていく段階でありますので、詳しいことはまだ申し上げることはできませんが、そのフィンランドのほうは、ネウボラおばさんという専門の保健師のよう

な職の方が、ずっと妊娠から出産、それから子育てまでを一貫してサポートしていただいているような仕組みがあるようです。ですので、設楽町のほうでもそういった人材が育成できるように、みんなで支えてあげられるような仕組みを作っていくべきと考えます。で、そういうことも踏まえまして、プロジェクトのほうで検討を重ねて、目標年次までにはなんとか立ち上げたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

建設課長 今、御質問ありました空家の事前登録制についてお答えしたいと思います。今、議員のほうから徳島のほうでそのような事例があるという、大変興味深い情報をいただきましてありがとうございます。事前登録については、いろいろな問題も多くあるかと思っておりますので、今後、研究・検討をしていきたいと思っております。以上です。

企画ダム対策課長 当然、町の考えというものをしっかりと伝えていくようにしますけれども、ただ議員も御承知のとおり、招致段階ということでございますので、そういったことを重々認識しながらお伝えもしていく必要があると思っておりますので、御理解をお願いいたします。

5 金田 建設課長さんが興味ある制度だっというふうに言っていただきましたので、神山から資料も届いていますし、それからまだ現実的には自治体で条例化はされておりません。NPO、民間からの立ち上げで運用が開始されて、マスコミ報道あるいはNHKの番組で報道等がされて一挙に有名になっているという段階ですので、私も共に研究をし、資料提供に努めたいと思っておりますので、ぜひ、設楽町の場合はゆっくりしてられない状況、70代、団塊世代が70代に入りましたので、本当にここの10年間の間になんとかしないといけないという段階だと思っておりますので、ぜひがんばっていただきたいと思っております。激励をしつつ、お願いをしておきます。

WRCにつきましては、本当にまだ決まった段階ではないということで、なかなか難しいということは承知ですが、このようなものが設楽町に来るということで、設楽町はどんな活性化ができるかっていうことをもう少し具体的に町民に伝えていただけると、「活性化になりますよ」というだけだと、なんかちょっとわかりづらくなって思っておりますので、私などは自分自身がインバウンドについて非常に興味を持っていますし、民泊についても非常に興味を持っていますので、具体的な活性化策について関心をお持ちの方々と一緒に考えていきたいと思っておりますので、ぜひ地域懇談会の時の説明においては、イメージが持てるような説明をぜひお願いして終わりたいと思っております。

それから、最後に、福祉政策のことにつきましては、本当にありがとうございます。ただいまの課長さんの答弁も非常に住民サイドに沿った御答

弁でしたが、実に町民課職員の方が介護予防などの現場に出てきてくださって、保健センターの保健師さんもそうですが、本当によく膝を交えてみんなの声を聞いてすくい上げていてくださるので、ありがたいなど。数年前と思うとずいぶん変わってきたなというふうに思います。今後ともしっかり進めていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10田中 先回に続き「国民健康保険の都道府県化」について質問をします。これまで、国民健康保険は市町村が単独で運営してきましたが、御案内のとおり平成30年度からは、県と市町村が共同で運営する制度となりました。県には国保の財政を管理すること、国保料の算定方式や集め方、医療給付の水準について指導し意見を言う権限が与えられました。しかし、新制度になっても、国保健康保険料の額を決め、住民から集めるのは引き続き市町村の仕事であります。これは変わりません。国保県単位化初年度にあたり、国保料の額を決める立場にある町の、国保料に対する認識を伺うものであります。

かつて、国保加入世帯主の多くを占めていたのは農林水産業と自営業でありました。また、国保加入世帯の平均所得は全国平均でいいますと、今の国保加入世帯の所得の倍でありました。しかし、今、国保は、高齢者とワーキングプアが多数を占める「社会的弱者の医療制度」となっています。それなのに、保険料の負担は被用者保険よりも高いという矛盾、いわゆる「国保の構造問題」を持っています。そこで次の4点についてお尋ねをします。

1、最近の町の国保加入世帯の職業別構成はどのようになってきているのか。

2、国保料は、協会けんぽと比較して保険料が異常に高いといわれますが、どの程度の倍率になっているかお尋ねします。

3、高い保険料のために納付できないケースが増え続けております。資格証明書、短期保険証の発行数はどれだけでしょうか。

4、そして「国保の構造問題」をどのように認識されているか、お尋ねします。以上、お答えください。

次に、全国知事会など地方団体は、国保の都道府県単位化にあたり、「国保制度改革」として①保険料をせめて協会けんぽにするため1兆円の公費

負担増を行うこと②子育て世帯の国保料を高騰させる要因である「均等割り」を見直すこと③子供の医療費無料化を行う自治体に対する国庫負担減額のペナルティーをやめること、などを要求しています。この要求について、国は未就学児の無料化に限ってペナルティーを解除し、1兆円の公費負担増は拒否する一方、3400億円の公費支出を決めるなどしています。この後、全国自治会は「国保への定率国庫負担の引き上げ」「子供医療費無料化の国の制度の創設」なども要望しています。この全国知事会の改善事項について町はどう考えるか見解を求めるものであります。

今年度の国保料は激変緩和措置がとられましたが、今後、保険料の引き上げや、統一保険料が定められたりする事態が予想されます。しかし、今以上の負担増は、国が住民負担増の全面実施を回避し、激変緩和措置をとらざるをえなかったことがいみじくも語っているように、たいへん厳しく限界にきていると思います。国保料の負担増は限界にきていると思いませんか。認識を伺います。

さらに、厚労省においても、自治体が行っている法定外繰り入れを「解消すべき繰り入れ」と「続けてもよい繰り入れ」に分類し、国保法の規定に沿った「保険料の減免に充てるための」の繰り入れや子供や障がい者・障がい児への医療費無料化事業に対応するための繰り入れなどは「続けても良い繰り入れ」としています。法定外繰り入れを維持してでも住民の負担増を回避する必要性を厚労省自身が認めるようになってきています。

したがって、町においても次年度以降の保険料値上げがないよう、「一般会計からの独自繰り入れを行う考えはないか」改めてお尋ねをするものであります。

次に、「住民健診の受診率向上と無料化を」について質問をします。5月20日から6月2日まで実施されていた春の住民健診が終わりました。健康診査は、町民の健康と病気予防、命を守る仕事として重要な業務です。近年は、健診実務の流れもスムーズになり、親切丁寧と評判が良いようです。町民の健康を守るために頑張っている関係者の皆さんに、私はめったにはほめませんが、敬意を表するものであります。

40～74歳の人々が「特定健診」を受け、メタボリック症候群の有無を判定する仕組みが導入されてから10年が経ちました。この制度によって、医療保険者は、メタボリック症候群に着目した生活習慣病、すなわち糖尿病、高血圧症、脂質異常症、予防のための健康診査、いわゆる特定健康診査がありますが、やその後の保健指導が義務づけられ、設楽町国民健康保険においても、健診実施率、保健指導実施率、メタボリック症候群の該当者・予備群の減少率の3つの目標を掲げた実施計画が策定されてきました。

従来の検診は病気の早期発見・早期治療が目的であったのに対して、特定健診は生活習慣病の予防が目的とされています。生活習慣病を早い段階で留めることができれば、個々人の生活の質を保ち、通院を減らし、入院に至ることも避けることができます。病気の早期発見、早期治療にも役立ち、中長期的には医療費の抑制にもつながるものであります。

ただし、メタボリック症候群と診断された人を「健康づくりを怠った」かのように見たり、受診率やメタボ改善率が低いとされた医療保険に財政支出を減らすなどのやり方には、ただちに賛成できるものではありません。また、特定健診の導入後、「メタボ対策」への特化による検診項目の偏り、旧制度になかった自己負担の徴収など、さまざまな問題点も指摘されるどころであります。

特定健診について若干のことを縷々申し上げましたが、まず、町は、特定健診、メタボ健診の意義と役割についてどのように捉えているかお尋ねします。

特定健診には、医療保険者ごとに国から定められた受診率の達成目標があります。市町村国保は60%という目標と聞きますが、当町においての実績はどうなっているのでしょうか。「特定健診」「特定保健指導」並びにがん検診などの受診率はどこまで到達しているか。また、メタボ・その予備群の減少率はどうかお尋ねをします。

平成29年度までの特定健診実施計画・第2期計画の実績は、計画数値を下回っているようです。ただし、メタボ・その予備群の減少率は目標数値を上回っているようでありますが。町として健診率向上のための、健診対象者への周知と案内、送迎、節目健診の全額助成などを行っていますが、さらなる方策はどのように考えているかお尋ねをします。

受診率を上げるためには、特定健診の無料化は大変有効であると思います。新城市はじめ多くの自治体ではがん検診も含め、無料または負担軽減をして受診率を上げようとしています。当町では特定健診受診料、1人1,500円、がん検診300円～1,500円となっていますが、これについて無料化あるいは負担軽減することについての所見を伺います。これで、1回目の質問といたします。

町民課長 それでは、私のほうから国保料の関係についてお答え申し上げます。まず1点目の「最近の町国保加入世帯の職業別構成はどのようになってきているか」という御質問がございました。平成29年度の状況では、給与所得者が27%、営業所得者が9%、農業所得者が6%、その他所得者としまして、主にこれ年金のみの収入の方になるかと思いますが、が44%、所得がなしの方14%という構成となっております。これ、平成27、28と比較し

ても、ほぼこの構成比は変わりません。

次に「国保料は、協会けんぽと比較して保険料が異常に高いといわれるが、どの程度の倍率か」という御質問がございました。保険料算出の仕組みが異なっておりまして、一概には比較できませんが、加入者がですね、御夫婦2人の、例えばこういった世帯について、給与等の月額が10万円、20万円、30万円、40万円、50万円、これらの場合でシュミレーションしまして、比較いたしますと、それぞれ国保料のほうは1.86倍、20万の場合が1.39倍、30万の場合が1.25倍、40万の場合が1.15倍、50万円の場合が1.14倍という結果になりました。この結果、低所得者の負担増となっておりますが、その要因は均等割と平等割が考えられます。また協会けんぽとか我々公務員の共済組合の保険料は料率は国保より高いわけなんですけれども、その半分を事業主が負担するということになっていることも1つの要因だと考えられます。

次3番目「高い保険料のために納付できないケースが増えている。資格証明書、短期保険証の発行数はどれだけか。」という御質問がございました。これにつきましては、資格証明書の発行は実績ございません。短期保険証の発行数は平成29年度については4件です。過去も3件、4件、5件、この程度ということになっております。

で4番目「国保の構造問題」についてですが、給与所得者等を対象とします「けんぽ」と比較しますと、まず「年齢構成が高く、医療水準も高い」ということ。それから2番目として「所得水準が低い」ということ。3番目が「保険料負担が重い」ということ。それから4番目「保険料の収納率が低下している」といったことなどが挙げられるかと思えます。

次2番目「全国知事会などの地方団体の要望に対してどう考えるか。」ということではありますが、全国町村会をはじめとする地方6団体の要求でありまして、設楽町もその構成員でありますので、この要望に賛同するものであります。

次3番目「今年度の国保料は激変緩和措置がとられたが、今後、保険料の引き上げや、統一保険料が定められたりする事態が予想される。しかし、今以上の負担増は大変厳しく限界にきていると思うがどうか。」という御質問がございました。これにつきましては、限界にきているかどうかというのは、まだちょっと判断しかねておりますが、保険料につきましては、負担の公平性の確保が必要でありまして、このためには、低所得者の軽減を判定する所得額の拡大とか、保険料の賦課限度額の上限額の引き上げ等を国の方針を基本とし、検討する必要があると考えます。また保険料の算定に影響のある医療費の支出の抑制についても、保健センターと協力して、

住民健診の勧奨や重症化予防にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

4番目「厚労省において、自治体が行っている法定外繰入を「解消すべき繰り入れ」と「続けても良い繰り入れ」に分類して、国保法の規定に沿った「保険料の減免に充てるための」の繰り入れや、子供や障がい者への医療費無料化事業に対応するための繰り入れなどは「続けても良い繰り入れ」としている。法定外繰り入れを維持してでも住民の負担増を回避する必要性を厚労省が認めるようになってきている。次年度以降の保険料値上げがないよう、一般会計からの独自繰り入れを行う考えはないか。」ということにつきましては、前期高齢者が圧倒的に多い過疎高齢化の設楽町については、保険料と医療費、いわゆる需要と供給の関係から生じる保険料の微増はいたしかたないとしても、激変を緩和することは大切であると考えます。そのための財源は、まず基金を活用し、充当します。その次は一般会計からの繰り入れとなりますが、これにつきましては、税収等の一般財源の一部を国保加入者に限って充当するための財政的な仕組みづくりが必要となるため、慎重な検討が必要と考えます。この仕組みが構築可能となれば、毎年の決算剰余金の中に保険料軽減のための財源確保をなんらかの形で措置できるようにしたいと考えます。以上です。

保健福祉センター所長 私からはですね、2つ目の「住民健診の受診率向上と受診料無料化について」についてお答えいたします。まず1つ目「特定健診、メタボ健診の意義と役割について」でございます。高血圧や糖尿病などの生活習慣病が重なっている状態でありますメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群ですけれども、これは心臓血管系の病気を引き起こす可能性が高くなる状態であります。議員が言われますように病気の早期発見・早期治療に役立つとともに、ひいてはですね医療費の抑制にも寄与するという効果があることから、町としてもですね幅広く周知啓発を行うとともに、対象者それぞれの状況に応じて指導を行うなど、積極的に取り組んでいるところでございます。

2つ目です。「当町において「特定健診」「特定保健指導」並びにがん検診などの受診率はどこまで到達しているか」という御質問に対してですけれども、本町におけます受診率の推移について、まず「特定健診」ですね、については、ちょっと数字を並べます。直近、28年度は49.9%、27年度48.5%、26年度49.0%と、50%には至らない状況ですが、大きな波はないというような状況でございます。ただ、28年度ですが、県全体、県内市町村の実績としては39.6%ということでございます、順位的にいいますと、本町は上から10番目の受診率であったというところで、参考までに、

近隣の町村ですが、東栄町さんは26位、豊根村さんは65.5%で1位ということでございました。

また「特定保健指導」についてですけれども、継続指導を受けた方の割合になりますけれども、本町は28年度49.2%、27年度39.7%、26年度53.2%となっております。ここも県の28年度実績を出しますが16.1%ということで、同様に本町は上から5番目ということでございました。

昨年度のがん健診の受診率でございます。肺がん42.5%、大腸がん30.4%、子宮がん18.0%、乳がん23.4%、胃がん14.0%となっております。その前の過去2年の受診率と比較して子宮がんは微増していますけれども、他はですね、わずかながら減少傾向がみられるというような状況です。大きな差ではありませんが、こういう状況ということで、これは相対的に平均年齢が上がる中ですね、高齢になればなるほど受診を控える、遠慮する傾向もあるのではないかとというような推測はしております。

一方、メタボ及び予備軍とされる方についてですけれども、現在把握しているデータとしましては、特定健診受診者のうちですね、生活習慣病を持つ方の割合は28年度66.5%、27年度64.5%ということで、若干ですが増加傾向がみられるというところでございます。

3つ目です。「健診率向上のためのさらなる方策をどのように考えるか」ということでございます。本町ではですね、議員が御説明いただきましたような取り組みをこれまで進めていますけれども、そのほか、例えば当日飛び込みの受診希望者とかですね、日程・受診項目の急な変更に対しても可能な限り対応させていただくなど、柔軟な対応にも留意しております。例年は春前に受診に向けた意向調査を行っておりますけれども、仮にここで「受診しないよ」というように回答された方に対しては、秋の健診の前にですね、改めて勧奨する勧奨はがきをお送りして意向を確認する、啓発するといったことをするほか、今年度からはですね、健診日を1日増やして、希望日の選択肢を広げるといったようなことには取り組んでおります。

ただ、少なくとも実績としての受診率としましては、先ほどからお伝えしておりますように、決して満足してよいレベルではございません。こうした状況に関しては当方に限らず、広域的な会合等でもですね、常々議題に上がっているところでございます。幅広い視点で考えていかねばならないところでもあります。まだまだ周知徹底や受診しやすい環境づくりが足りないのだと心に刻むとともに、受診の重要性や手軽に受けられるといった部分についても、さまざまな場面でよりわかりやすく説明させていただけるよう心掛けまして、少しでも多くの住民の皆様に足を運んでいただけるよう努めたいと思います。

4点目です。「受診率を上げるためには無料化は有効です。無料化、負担軽減についてはどうでしょうか。」ということでございます。健診にかかる個人負担の無料化についてはですね、当町は65歳以上の方は基本健診・がん健診ともに無料、また節目の個別健診についても対象者の自己負担なしで実施しているところでございます。

一方、これも近隣市町村の状況をちょっと報告させていただきますけれども、例えば新城市さんですと、基本健診は今年度より無料となりました。がん健診もワンコインと言っております。500円を超えるものは一律500円までに抑えたというような形です。東栄町さんのほうは、基本健診は従前より無料、がん検診は内容によって1,000円から2,000円というところなんです。豊根村さんについては、基本健診は従前より無料、がん検診については700円から1,600円、内容によるというところの負担があるというところでございます。基本健診については本町以上に幅広く住民の負担軽減に寄与されているものといえます。本町としましても、自己負担の無料化あるいは軽減措置はですね、受診料の向上に寄与する取り組みの中でも特に重要な方策であると考えます。

ただ、担当としましてですね率直な思いを言わせていただきますと、無償化というのは有効ではありつつも一つの手段でありまして、受診率云々の議論だけではなく、重要なのはその結果が出てからの対応、つまり以降の保健指導を必要回数、個人差はありますが、受けていただいて、それぞれの範囲で改善努力を行っていただくということで、初めて健診自体の意味が出てくるのかなというところがございます。そうして健康なからだづくりが徐々に成果として表れ、その先、その先ですけれども「医療費の削減」等につながっていくのかと。そうやって初めて無償化などの取り組みの成果が全般として表れたのではないかと考えております。

最後に、参考までですけれども、仮に本町がですね、今の申し上げたような年齢制限をなくして一律の無償化を行うこととした場合のシュミレーションですけれども、昨年度の受診者数及び健診内容をベースに算定してみますと、がん検診までも含めてすべて無償にするとですね、合計で96万円ほどの歳入減、負担の軽減になるという、町の負担になるというような状況がみえますということは申し添えさせていただきます。以上でございます。

町長 私からも想いとしてお伝えをさせていただくほうがいいかなというふうに思っております。今、健診等につきましては、担当のほうからお答えをさせていただいたとおりではありますが、今言われるように、特に特定健診の無料化についてでございますけれども、本町に限らずですね、受診率が

なかなかこの50%を超えないというような状況は、今お聞きのとおりでございませう。そうした中で、試行錯誤をしながらいろいろ受診率を上げるようにというようなことで取り組んできてはいるところではございませうけれども、特に私が思うのは、住民の皆さん方が日々健康に過ごされて、少しでも長生きしていただけるということが大前提になろうかなというふうに、常々思っているところでもあります。ここ最近の中でも、私の身近な人たち、よく知ってみえる方々が、ごく最近まで元気にお過ごしになってみえたなというようなことで、普通にお話しもできておった人が、突然病気になられたというようなことでお亡くなりになるというようなことも事実あるわけでありませう。こうした状況というふうに考えてみますと、例えばがんにかかる可能性というのと、今3人に1人とかっていうようなことも言われてはおるんですが、やはり本当にこうした状況が多いというようなことで残念に思っているところでもあります。

で、今回、田中議員さんから御質問をいただきました。そしてそうしたなかで、今申し上げたようなことの思いを巡らすなかで、やはり健診の重要性ですとか、またいかにすれば多くの皆さん方に健診を受けていただけるか、あらためて考える機会にもなったというふうにも思っております。そのための最も効果的またかつ最も御理解をいただきやすい取り組みとしては、やはり本町においてもこの健診の無償化に踏み切ることが大事なことだろうというふうに思うというふうに考えに至ったところでもあります。これについて、こうした想いの実現のためには基本健診に限らずがん検診も含めて全額無料としたいというふうに考えております。こうした取り組みによってですね、住民の皆さん方の健診へのハードルが少しでも低くなっていくこと、そして一方ではこうした保健指導も受けていただいて、健康に暮らしていただければというふうにも思っております。

またこの無料化する時期であります、私は次の秋の健診を目指して補正も組ましてもらうなかでというふうには思ったわけですが、実はそれを行おうとすると、もうすでに春健診を受けられた方々が多くおみえになっております。で、秋になるとですね、2回目の受診というようなことにもなってくるわけですので、結局受けた方とまだこれから受けようとする方の不公平感が出てくるのかなと、こんなことも考えるなかで、いろいろ試行錯誤はするんですが、やはり実際には来年、新年度予算でこれをきちっと予算化をして、年度当初からみんな同じような状況のなかで受けていただくことが必要かなという想いのなかで考えておりますので、したがって来年度以降、そうした形で進めていきたいと、こんなふうにも思っております。

また、今、課長からもお話しがあったのですが、これを行おうとするとだいたい100万くらいの歳入不足ということになりますけれども、そうしたことからやはり申し上げているように健診の受診を上げてもらって、健康管理に努めていただくとこのほうが重要だと思っておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

10田中 まず第1問のほうでありますけれども、最後のほうのお答えでですね、保険料を極力抑えるけれども微増はいたしかたないと、こう言われてますが、それが加入者からしますと微増じゃないなという受け止めがかなりありましてね、それで、そりゃあ100円、200円上がるぶんにはいいんでしょうけれども、1,000円、2,000円と上がっていくとね、これは負担が大きいと、こういうふうに思います。それで繰り返しになりますけれども、国保は高齢者とワーキングプアが多数占めると、これは先ほど課長が言われたように、給与所得者が27%占めるのですけれども、これ非正規の方が圧倒的に多いんだらうというふうに思ひまして、かなり経済的に大変な人がこの医療制度の入っているわけでありまして、で、しかし保険料は高いと。この矛盾ですね。これは課長もよくわかるというふうにおっしゃっていただきました。

それから全国知事会地方6団体が要望しておることについてです。要望についてもまったくこれは賛同できるというふうにおっしゃいました。で、この言ってることは国庫負担を増やしてとにかく今の大変な国保財政を救わないと、つまりこれ以上加入者の負担を増やしてしまうと国保制度そのものがパンクするだらうというふうに危機感を持ってこういう要望を知事会が出しておって、それで課長も「まったくそのとおりだ」というふうにおっしゃるわけです。だとするとですね、これは微増は仕方がないではなくて、極力この引き上げはくい止めるようにしたいというお答えをぜひいただきたいというふうに思ひますが、その点はどうかと。どうでしょうか。

町民課長 はい、おっしゃることよくわかりますし、私もできる限り値上げはしたくないという考えは思っております。ただですね、保険者が愛知県とかになりましてですね、そこらへんの兼ね合いがありまして、愛知県が示す設楽町の保険料についてどれだけあとは設楽町のほうで抑えていくかというお話しに、今後ずっと毎年なっていくかと思ひます。それでやっぱりその1,000円とか2,000円とか結構が一と上がってしまうのは非常に加入者の方たちにも負担が重くなって、さっき私のほうで数字で示しましたように、ほとんどが自営業者の方だとか所得のない人がほとんどでありますので、なんとかそこらへんはやりたいと思っております。で、その財源としてですね考えておりますのが、地方消費税交付金の社会保障分とか普通

交付税の算定のときにですね、保健衛生費の中にですね、国保の財政安定化部分があります。そこらへんを集中して国保の保険料のほうに投入できないかということ、まず考えました。あとはですね、町民税のですね、国保加入者さんが納めていただいた分をどの程度そちらに投入できるかっていうことだとか、そういうものをいろいろ考えてどれだけ一般会計のほうから投入できるかっていうのを、ちょっと1年かけて、ちょっとがんばってやってみたいと思っております。私としては、やりたいということはそういうことをまずやって、財源としてどれだけ国保のほうに投入できるかっていうことを1年かけて勉強させていただきたいと思っておりますので、その点御理解お願いしたいと思っております。

10田中 ぜひ、町民課長ががんばっていただきたいと思っております。

それからもう1点、受診率向上と無料化の問題であります。私も実は試算をしまして、「特定健診」の基本健診だけですとだいたい500人受けて1,500円いただいております。ですからその中には40歳から65未満の人以外も含まれますけど、75もあれば当然できるだろうと思っていたんです。ところが町長のほうは予想外の答弁をいただきまして、「特定健診」もそれからがん検診も無料にしますと。これはすごいことでありまして、実は私、東三河の各市町村調べてみました。そうしましたらその一部は、つまり新城と東栄、豊根、この奥三河は「特定健診」の基本健診0円、無料だということ教えていただきましたが、実はですね、東三河の各市も全市無料になってまして、「これは設楽町だけこんな事態はいかん」と。で「なんぞなっとるかな」と、昔のことを思い出してみますと、この「特定健診」が始まった頃ですね、子育て支援というものがすごく脚光を浴びて、「若い人にお金を使わなければいかん」ということが、何代か前の町長が言い出しまして、それで「若い人に財源を投入しなければならないからお年寄りにはそれ相応の負担をしてほしい。」というふうなことで、設楽町だけこういうことがずっと残ったというか、よそはだぶん始めからやらなかったところが多くて、新城は今までやってきたということだと思っております。それでそういうことで遅れているなということだったんですが、今、町長が英断していただきまして、「がん検診も無料にする」と。そうするとこれは東三河でトップの健診施策をやっているということになりますので、ぜひこれは来年度でも結構ですので実現をしていただきたいというふうにお願ひしまして、以上で終わります。

議長 これ、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは10時50分までといたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番加藤弘文君の質問を許します。

1 加藤 1番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり3つの件について質問をさせていただきます。1つ目は、これまで2度にわたり定例議会で私から質問させていただいた「本町の中学校・高等学校を卒業した子供たちに対する新たな奨学金制度の設置に関わるもの」です。この地で生まれ育ったがゆえに生じる教育の機会均等を損なう地域格差の軽減策として、貸付、貸与型でない、思い切った奨学金制度を開始してはと提案をいたしました。これに対して、本町既存の「しあわせまちづくり修学資金貸付事業」の貸付対象を広げることを検討していただき、これまでの資格対象に加えて、建築士・測量士・建築施工管理技師・土木施工管理技師などの資格取得についても対象を広げていただくことができました。しかし、その内容は保護者たちの願いとはまだまだぼど遠く、その貸付対象・貸付金額・返済方法等について、さらに検討を進めていただきたいと申し上げてまいりました。あらためてここで、再度、質問をさせていただいたのは、これまでこの案件の対応を企画ダム対策課所管の修学資金貸付事業を柱に御検討をいただいたわけではありますが、本制度が雇用対策、定住対策の一環として設計されており、その御尽力にもかかわらず、自ずと貸付対象など制度内容に限界があることにより、多くの中学校卒業生、高等学校卒業生が進路選択の際、近隣に望む進路先がなくそれを選択することで多くの経済的負担を強いられることを理由に、希望進路を変更したり、諦めたりしている現状は、日本国憲法第26条の「すべての国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」という教育の機会均等を損なう放置できない事態である。これに対して、「町独自の奨学金を創設できないか」と問うてきたというのが、私のこれまでの本意であります。教育基本法にも教育の機会均等を補償すべく、国及び地方自治体はその責務を負うことが明記されております。これまでの類似した既存の制度の拡大という方向ではなく、新たな設楽町奨学金給付制度の検討をすべきと考えるがどうでしょうか。御回答をお願いします。

そして、その予算的措置が重要だと思うわけですが、平成28年度策定の「過疎地域自立促進計画」に基づいて、すでに過疎地域の諸課題にあたっているわけですが、この地で生まれ育った子供たちにとって、過疎地域の大きな課題が、まさにこの義務教育卒業後の教育費の高額な負担ではない

でしょうか。そこで本計画の事業に教育課題のひとつとして、こうした奨学制度を明確に位置づけることで、制度実施のための予算確保ができるのではと考えますが、町としてはどのように考えておられますでしょうか。お答えをお願いします。

私は、ある若者が「子供の将来の教育を考えると、設楽町に住み続けるのは得策ではない。」という声を聞きました。またかつて、へき地における教育の困難性が話し合われた後、会議の休憩時に「そんなところに住んでいるほうがおかしいよ。」との会員の声を聞き、愕然としたことを記憶しています。この地域の課題は、この地域の知恵で乗り切るしかないのです。若者の移住定住が重要な課題ともいえる本町で、義務教育においては少人数で一人ひとりにきめ細かな充実した教育がなされていることを考えると、これにさらに義務教育終了後の手厚い奨学金制度が設定されることで、「子供を育てるならば設楽町で」。先ほども金田議員から同じ言葉が出ましたが、胸を張って移住定住を呼びかけることができるのではないかと考えますがどうでしょうか。

次に2つ目の質問ですが、3月定例議会で「平成30年度当初予算」が承認されました。私も賛成をいたしました。が、「平成30年度設楽町当初予算の概要」に示された予算編成の基本的な考え方の中に、設楽町の予算編成のあり方に疑問を呈さざるを得ない項目があり、来年度予算編成に向けて訂正、削除を求めたいと考えます。その項目は、1の(4)「近隣自治体での実施水準を超える事業については、本町の地域性や独自性に鑑みて高いサービス水準を維持すべき場合を除いて、同水準となるよう見直します。」です。

この複雑な言葉の中を簡単に自分の中に解釈してみると、「本町の施策は、近隣市町村と比べてよほどのことがない限りは同一のレベルとする。」と読み取れるが、それでよいのでしょうか。これは設楽町の「アクションプラン」等に示されるような積極的な施策とも矛盾し、解釈によっては役場の消極的な施策立案を助長することになるのではないかと危惧します。町幹部が、職員の積極的な施策立案に対して、「近隣市町村にないような施策に予算がつくわけはずがない。」と指導し、職員が「近隣市町村にないような施策は立案しても無駄だ。」と考えるような負のスパイラルが起こる。そして結果として、設楽町の施策が近隣市町村の最低レベルとなっていくことを危惧します。実際にそのような実態がないとするならば、なおさらこの項目の必要性はなくなるのではないかと考えます。

町予算を「選択と集中」によって大切に基本姿勢は、他の項目で示されており、4に示された「町独自の地方創生に資する施策を進める」という内容との矛盾もあります。設楽町の町民サービスが、近隣市町村の

一番後ろを追いかけていくのではなく、近隣市町村に施策の典型を示していくくらいの気概を求めます。また、設楽町役場職員にはそうした資質能力を十分に持っていることを信じています。

以上、来年度予算編成に向けて当該項目を検討の上、削除もしくは訂正を求めますがどうでしょうか。

次に3つ目の質問を行います。学校給食については、これまでも無料化を含めて議論をされてきましたが、私は子供の食を充実させるという視点で、この問題を考える必要があるのではないかと考えます。これまでも各校に配置された栄養職員を含む給食担当者の努力で、安価で栄養価の高い給食が提供されてきました。かつては、とにかく安価でおなかをふくらめばよいということで、米飯も古米が使われたり、食材も質の低い安価なものが多用されました。しかし今日、学校給食の大切さが見直されてきました。あの小さな1年生の子供が中学校を卒業までに約1,800食の給食が提供されます。そして成長していくわけですが、保育園まで含めると、まさに2,000食を超える食事を賄っているわけです。子供の健康と成長に大きな関わり、役割を担っているということがあります。近年では地産地消という、ふるさとで採れた新鮮で美味しい食材を子供に提供すべきという考えも広がり、質の高さが求められています。食の安全も考慮し、大型スーパーで仕入れれば安いのが地元の業者を優先したい。また、地域によっては、子供の腸内環境を整え免疫力を高めるために乳酸菌食品を毎日給食に出す自治体もあると聞いております。さらに、近々消費税が10%に上がることもあり、給食費を上げざるを得ない現状も背景にあります。しかし保護者負担をできるだけ増やさないように、10年近くも給食費を上げていない学校もみられ、現場の努力も限界となっているようにも感じられます。そこで給食費を全額自治体が負担するというだけでは、町予算経費削減の動向もあり、子供たちの食と健康を守るという視点に立つならば有効な手立てとはならないように思います。

子供たちの食を充実させるためには、現在の保護者負担の給食費に加えて、「給食充実費」として、町として一定の補助費を負担するという施策を実現することが必要ではないかと考えます。保護者と町が一緒になって子供の食と健康を守ることが求められているのではないかと考えますが、町としてどう考えられますでしょうか。

また、町費からの補助比率を検討する上での基礎データとして、給食費無料化の背景にもなっている「子供の貧困率」を考える必要があると思います。国レベルでは、子供の7人に1人が貧困状態におかれているとして問題となっています。本町ではどのような現状であるのかが懸念されます。

これは、子供の福祉・教育施策に関わる基礎データとしても明確にしておくべきと考えます。現状がどうなっているのかを問います。以上で最初の質問を終わります。

企画ダム対策課長 私からは、まず加藤議員からの1点目の「設楽町独自の給付型奨学金制度」というなかでの御質問にお答えします。加藤議員の人口をつなぎ止めるための方策についての御質問ということで、設楽町に住んでいると教育負担が大きく得策ではないとの考えから、人口は流出していく一方であり、これからは、本町独自の給付型奨学金制度を導入すべきではないかとのお尋ねでございました。

まず1点目の「設楽町として、教育の機会均等などを損なう放置できない事態をどのように考えるか。」についてということですが、まず、議員御指摘の「しあわせまちづくり修学資金貸付事業」につきましては、現在7名の方が利用されております。その内訳は、高校生が1名、大学・短大・専門学校生が6名でございます。この制度につきましては「広報したら」などでお知らせしてございまして、必要な方が本制度を活用され、本町出身者の人材育成に大きな役割を果たしているところと認識しているところでございます。4月から、土木・建築などの資格取得を目指す学生を対象者に加えたところですが、さらなる拡充が必要との御提案でございまして、3月議会でお答えしたように、今年度の運用状況を確認して、資格要件の分析をする必要があると考えております。また、早い時期に中学3年生の保護者にこの事業をお伝えしていきたいとも考えております。

憲法第26条などにより、義務教育における市町村の役割は、「学校などの設置管理」でありまして、学校が必要な教育を実施することになっており、その状況にあります。今日のように公立の中学生の7割が学習塾に通っているというデータは、「少しでもよい教育を受けさせたい」という親の願いと公の教育への不安の表れかもしれませんが、このことは経済的なゆとりがある家庭では可能であるとしても、そうでない家庭では容易なことではないため、経済的な格差やそうした学習塾すらないという地域間の格差も生じていることは事実として認識しているものの、法律上の義務教育の実施につきましては、設楽町としてその役割を果たしていると考えております。

次の2つ目、3つ目の御質問につきまして、給付型奨学金制度の新設に関する御質問でございまして、2つ関連していると思われまして、あわせてお答えさせていただきます。町としましては、現行行っている施策により定住化に対応していくほうがよいと考えております。

今年3月と4月に行いました当町から引っ越しされる方へのアンケート

におきましても、転出された10代から40代の方12名は、「職業上（仕事の都合）」が5名、次に「結婚など」を理由とする方が3名、「学業上の（学校の都合）」を理由とする方も1名いらっしゃいました。やはり、若い方が町外に出て行かれる原因は教育だけではなく、働き場所が近くにないことが住所移転の一番大きな理由になっていることが明らかになったところがございます。この就労というのは、当然自由ということですので、そういった方々をまた当町にというのはなかなか難しいことと思っております。したがって、地元で就職されることが、まず町が考えなければいけない施策であると認識しているところがございます。そして、地域に通える学校があるということが、子育て世代が安心して住める材料の一つであり、田口高校を進学先に選んでもらえるよう、魅力的な高校にしていかなければならないと考えておまして、「田口高校お仕事フェア」など「田口高校魅力化事業」に取り組んでおります。設楽町としましては、引き続き、この方向づけで田口高校を応援していくとともに、関係機関に地元にある唯一の高校を維持するための必要な働きかけをしていくことが重要なことであるとと考えております。以上でございます。

財政課長 加藤議員の2つ目の質問にお答えしたいと思います。当初予算編成にあたっては、町の財政運営において、限られた財源をいかに効率的・効果的に充当していくかが、財政担当の永遠のテーマでもあり、毎年度、財政担当だけではなく、各事業課でも、制度改正や国や県の動向、その時点での住民の要望等を踏まえ、必要な施策を選択し、予算計上しております。

今回御質問の平成30年度当初予算の概要、第3にある「平成30年度当初予算編成の編成方針の基本的な考え方」の第1の項目(4)の記載についてですが、(1)の冒頭で「今後の財政見通しを勘案すれば、すべての事業の継続実施は不可能であり、限られた財源のなか住民要望に応じていくため、次のとおり事業の見直し、廃止を検討します。」という表記をさらに具体的に記載したもののひとつであり、御指摘の「近隣市町村と比べよほどのことがない限りは同一のレベルにする。」という意味ではなく、限られた財源のなかにおいて少しでも住民の要望に応じていくためにはどうするかということ考えた場合に、歳出において今まで実施してきた施策について、その必要性の検討、さらに必要であるとすれば内容や金額の妥当性等を検討する際に、近隣市町村の動向も勘案するというのもひとつの方法として有効であるとの考えによるものです。

行政としては、できることならば住民福祉のため全ての要望を叶えたいと思っておりますが、無い袖は振れないということわざのとおり、現実には無理なことは皆さん御承知のことと思っております。その中で、いかに効果的・効率

的に予算編成をしていくか、行政マンとしては、ジレンマのなかでの予算編成であることも御理解いただきたいと思います。また歳出だけではなく、歳入面においても同様で、近隣市町村の動向のほか、町全体のバランスや公平性等を考慮した場合に、適正な利用者負担等の導入についても検討することも含まれております。

こうした意味合いを持つものですので、アクションプランや「町独自の地方創生に資する施策を進める。」ということに矛盾するものではなく、ましてや消極的な姿勢を助長するものではありません。また職員はそういう意識で予算編成をしておりません。むしろ移住定住政策のように、町として積極的に推進していく施策に対しては必要に応じた予算配分をしているものと認識しております。

しかしながら、このままの表現では正確な内容が伝わらないことが懸念されますので、来年度の予算編成に際しては、訂正削除というようなことではなく、誤解を招く事のないような表現となるように見直しを進めたいと思います。

重ねての説明になりますが、今後の財政運営は厳しくなりますので、独自施策を実施していくためには財源の確保が必要です。そのためには不要不急の事業の見直しはどうしても必要ということです。以上御理解いただきたいと思います。以上です。

教育課長 それでは、加藤議員の3点目の質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の「子供たちの食を充実させるために、現在の保護者負担の給食費に加えて、給食充実費として、町として一定の補助費を負担するという施策を実現できないか。」というものでございますが、学校給食にかかる経費負担につきましては、学校給食法第11条による負担区分の定めにより、施設設備費・人件費は設置者である設楽町が、その他の経費は保護者が負担することになっており、管理的経費の性格が強い光熱水費を除く食材料費のみを保護者の方に負担していただいております。食材料については町内業者で納入できるものは町内業者から納入し、牛乳やレトルト食品・冷凍食品等については学校給食会から納入しております。それらの食材料を栄養教諭の先生が文部科学省の「学校給食実施基準」により、学校給食における望ましい栄養素量の基準として示されている「学校給食摂取基準」と同程度となるよう努力して栄養バランスのとれた食事が提供されていますので、引き続き、栄養教諭の先生方に努力していただき、「学校給食摂取基準」の栄養素量を確保した栄養バランスのとれた給食の提供を続けていきたいと考えておりますので、給食充実費として、町として一定の補助費を負担するというにつきましては、今のところ考えておりません。

次に、2点目の「給食費負担について、国レベルで子供の貧困率が問題となっている昨今、現状を把握し、町費からの補助必要率を検討すべきと思う。町の子供の貧困率の現状を問う。」という質問ですけれども、子供の貧困率につきましては、厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、平成27年で13.9%、愛知県が平成28年度に小学校1年生・5年生、中学校2年生保護者を対象に行いました「愛知こども調査」では、国民生活基礎調査に基づく算出方法では貧困率は5.9%、愛知県独自の算出方法では9.0%となっております。「愛知こども調査」では、愛知県内の12の福祉圏域に分けて算出されておりますが、新城市・設楽町・東栄町・豊根村の東三河北部圏域は調査回収数が少ないため分析がなされていない状況でありまして、今現在、当町の子供貧困率は算出されておられません。今まで当町の貧困対策としましては、要保護・準要保護児童・生徒に対する給食費・学用品費・通学用品・新入学用品・校外活動費・修学旅行費への援助を行ってまいりましたが、引き続き、生活困窮者等の実態把握に努め、現行の要保護・準要保護児童・生徒に対する給食費を含めた教育に必要な援助を行い、貧困世帯の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと思います。以上です。

1 加藤 御回答をいただきましたが、再質問をさせていただきます。まず最初の奨学金の問題についてなわけですが、実は今回企画ダム対策課長さんにお答えをいただくことを前提にお話しをしませんでした。これはもう少し明確に事前通告書を書かなかった私の責任かとも思うわけですが、企画ダム対策課所管のこの「しあわせまちづくり」に関わる給付金、制度で、を超えた制度を一度検討していただけないかというのが本意であります。

例えば他町村で考えてみると、奨学金の審査委員会というのを独自に立ち上げながら、これは基金をもとにしているというふうにお聞きしているわけですが、そうしたものを立ち上げて、奨学金の対象を区切らずに審査を通して給付をしているというふうな制度を聞いたものですから、企画ダム対策課の1つの課の中で収まることではないなというふうに思っております。これは町長さんにお聞きすべきなのか、それとももっと総務課だとか教育委員会だとかいうふうなところとの関わりを持つ内容でもございますので、そうしたところでお考えがもしあれば、このあと御回答をお願い、一番最初の奨学金制度の一番の御回答をお願いできたらというふうに思います。

それから、企画ダム対策課としては先回お答えいただいた以上のお答えというのはなかなか難しいだろうなということを思っておりますので、そうしたお答えになるのかなというふうには予想するわけですが、憲法第26条の「すべての国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を

有する。」というのは、近年、その義務教育に関わる部分だけでなく、例えば保育園だとか、幼稚園だとか、それから大学、高校に至るまで、そうした施策を広げていくというのが通常の考え方かなというふうに思うわけですが、義務教育だけにやや限定したお答えをいただいたので、少し認識の違いを感じました。その点についてもお答えをいただければというふうに思います。

それから2番目の当初予算の基本的な考え方、よくわかりました。実は、こんな項目があるにもかかわらず、設楽町では比較的先進的な事例がいくつか生み出されていることを見るならば、このことを気にして、町の幹部がこのような指導をしているというふうには実は思っておりませんでした。ただ、とすると、この項目で解釈を間違える可能性があるならば、ぜひ表現等を見直していただきたいということも含めて考えておりました。ただ、先ほど、田中議員がおっしゃったように健診の制度を見ると、こういう意識もなかったのかなと危惧するところもあるわけです。新しい制度を生み出して、新たにチャレンジしていくような設楽町でなければ活性化はとて無理だなということで、そうした視点で苦しい財政状況の中ではあると思いますけれども、ぜひ御検討を、さらに深めていただけたらというふうに思っております。

3番目の学校給食の事柄についてですが、学校給食法に基づいてそうした負担区分があるということについては、承知をしておるところなわけですが、給食費の無料化制度も含めて、各自治体でその検討が始まっていることを考えると、私が危惧するのは給食費が単に町の全額負担に切り替わったとしても、それは今言ったように苦しい財政状況の中で捻出していくお金ですので、子供たちの給食を充実するという方向には向かないのではないかという危惧があったためであります。そうした意味で、今回、給食充実費については当面考えていないというお答えをいただいたわけですが、例えば設楽町には、例えば津具村の天狗ナスだとか、名倉のルネッサンスだとかとうもろこしだとか、それからおいしいお米だとか、そういうものがたくさん生産されており、それを学校給食に取り入れることで、子供たちが設楽町の食材のなかで幸せを感じながら育っていくような学校給食をとというのが、地産地消の考え方のベースにあるものであると。もちろん新鮮でおいしいということがあるわけですが、そうしたことを実現するにはやはり給食費が今の現状ではやや難しいのかなというふうに、価格の問題から考えて思っているわけです。

それからもう1つは、給食費にかかわっては、もう10年近くも上げていないというところがあって、実は物価の動向から考えると、10年近く上げ

ていないということは、どっかを削っていないと、そういうことが実現できないと思うわけですが、なかなか保護者等の御理解をいただいたりとかいうふうなこともあって、本当に苦しんで栄養士さんたちが工夫に工夫を重ね、あれを削りこれを削りというふうな形になっていないかということ、非常に危惧しているというわけで、しかも消費税が今度上がるというふうなことを考えると、値上げは直前にやるのかなというふうにも見てとれるということでもあります。ですから、そうした点で、今は考えてはいないというお答えでしたけれども、将来的にぜひこの部分について、単純にお金がなくなったら保護者に負担転嫁すればいいというふうな考え方でなく、こうした視点で捉えとっていただけるといいなということを思います。

それからもう1つ、乳酸菌食品についてですが、最近給食が無菌状態で、できるだけ子供たちに出したいというようなことで、漬け物だとかそういったその菌類の使用がなかなか難しいというふうなことも含めて、腸内環境を整えるということ、免疫力を高めるということ、乳酸菌の飲み物なり食品を提供して子供たちの健康、医食同源の考え方で、健康に資するような施策をしたいというふうなことで、これも給食費に転嫁するのではなく、地方自治体がそれを負担してってというふうな事例も実はあって、そうした視点でも給食の充実という点で、ぜひ公費の一部負担というふうな形になるわけですが、継続して、念頭においておいていただけるとありがたいなというふうに思います。以上です。

企画ダム対策課長 まず奨学金の話でございますけれども、先ほどから町の施策ということで私のほうは申し上げておるように、いろんな教育の問題とかもあると思いますが、人口流失問題ですとか、少子化対策、定住化対策として、総合計画ですとかアクションプランでいろいろ、町として施策を計画としてあげて行っているところでございます。そうしたなかで、何が重点かということで、今まで私が申し上げたような施策を、町の重点な施策であろうということで取り上げておりますので、そのへんで御理解いただきたいと思います。以上です。

町長 まず、加藤議員からの給付型の奨学金制度を確立したらどうかという御提案であります。今、企画ダム対策課長がお答えをさせていただいたとおりですね、子供たちが学校に行くための資金ですとか、また家庭への負担軽減につながるような形での、こうした奨学金制度というものを確立して、教育の受けやすい、そして自分たちが望んでおる選択肢のなかの学校を選んでいける、そうしたところへ幅広く子供たちの教育の場を提供できる、そういったことを町としても行政として推し進めていくことが必要ではないかという、そういうお考え、御議論はもっともだというふうにも思いま

す。しかしですね、そこで「しかし」というのは、この設楽町がやはり今まで義務教育を終えてから、次の上のステップをする学校を選ぶ場合に、やはりその学校の選択肢のなかに、我々はやはり地元の高等学校というものを最優先に考えていく必要があるというふうに認識をしております。例えば田口高等学校以外の学校へ行って勉強することを拒みさせるとか、そういったところへの支障を来すようなことを、我々が率先してそういうことを、方向を変えようとか、そんなことは考えるところとは、また視点が違うということで。やはり今の設楽町における、これからの、将来の若い人たちがこの町に留まって、やはりいったんは町へ出て行って、そういった教育を受けてからでもまた帰ってきてもらう。そういったことの思い入れというものをやっぱり確立していく必要があるかというようなことで、今申し上げているように、地元の田口高等学校を最優先の教育の場として、我々は働きかけをしていきたい。そういう思いがあるわけでありまして、選択肢として田口高等学校では教育が受けられない。高度の教育が受けられない。もっと、例えば都市部の学校なら、田口高等学校以外のもっと教育が充実度が増すというような目的があるからして、そういったところ、設楽町から出て行って教育を受けたいという、そういうお考えもなかにはあるのかなというふうには思います。しかし、私は今の田口高等学校の教育水準というか、私なりに考えるなかでは、やっぱり進学の実績ですと、今までも、例えば超難関な大学そういったところへも進むことができたり、やはりレベルとして、相当高いところの教育も受けられ、そういった高度な大学等へも進むことができていく実績もあるのではないかなというふうにも思っております。で、やはり大事なことは、町の子供さんたちが将来を考えた時に、田口高校一択でいいとか、そういうことはもちろん思っておりますけれども、しかし一方ではこの田口高等学校に行けば、自分の夢にも近づくことができるとか、またそういう認識を多くの方に持ってもらえるようになれば、この高校生という多感な時期を親元で過ごせる、そういったことで、ひいてはそれが親御さんの経済的な負担も払拭できる一つの、そういったことにもつながっていくのではないかということも思うわけでありまして。

言われるように、「貸与型奨学金から給付型の奨学金にできないか」という、そういう問いかけについては、今の町としては現在の方式を継続してまいりたいというふうには考えているところでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

それから学校給食のお話しですけれども、やっぱり学校給食というのは基本的には学校給食法という、そうしたものに基づいて教育活動の一つで

あるということでこれを実施してきております。で、今も申し上げておりますように、栄養バランスのとれた食事を提供することですとか、また成長を助けるものというようなことから、保護者にはその趣旨を十分理解してもらななかで、応分の負担をしていただくということ、これが原則だというふうにも思っております。今現行の給食費の部分から一部、例えば地産地消のものを採用してそれを有効的に使えることもやはり必要なことだということも問いかけられたわけでありましてけれども、実は以前から、私は学校給食の食材は地元のものを使うようにしたらということで、教育委員会とも協議をさせてもらったことがあります。その中で、米についてはもう地元産のものを優先的に今も使っていていただいております。ところが野菜類については、やはり安定して1年間を通して必要な時に必要な数をきちっと納めていこうとすると、それぞれの、今設楽町の農家さんで作っておる野菜の均等的な配分ですとか、そういうものを計画的に共有する、そういうことがなかなか困難だというような状況にもあるというようなことで、やむを得ず市販で仕入れてこざるを得ない、そんな状況にもなっていることも事実でございます。しかし今言われるように、できるだけ地産地消として、地元で取れたものを安定的に供給ができれば、それを優先的に考えていくことが必要だというふうに思っておりますが、そういったことの実動というか、実際の状況というものを勘案するなかで、これからもそうしたことに検討をしてまいりたいと、こう思っております。

以上であります。それと、ちょっと前後しますけれども、「当初予算編成の考え方は見直しをせよ」というふうに御指摘をされました。それを今、財政担当課長がお答えをしたところなんです。やはり我々は、いつも予算編成する時には、その年その年に、最大の効果が有益的に現れるような予算編成を組んでいくというのは基本に考えております。しかし今、一定のレベルよりも下がって物事を考えておるのかというような、そういうふうにとられるということなんですけれども、そういうふうにとられることは、考えのなかにはおありだかもわかりませんが、申し上げておるように決してそんな気持ちで予算編成を組んでおるわけではありません。そこはやはり申し上げておるように財政的な全体を勘案するなかで、そうしたものにきちっと有効的に使っていけるような、そういう政策でもって毎年の予算編成に取り組んでおるところでありますので、そうしたことも十分勘案する、承知のなかで、毎年の予算編成に取り組んでおるということで御承知置きいただきたいと思っております。

1 加藤 今、町長からお話しをいただきましたが、私は実は田口高校を大事にしたい、優先したいということについて反論を申し上げておるわけではな

くて、田口高校を魅力化していくことで多くの地元の子供たちが入っていくことには大いに賛成しております。で、今しかも教育資金の貸付については、外に出ている高校生についても、もう対象が広がって実はあるというふうなことも含めて言うならば、むしろ田口高校出た後の子供たちについて思いをはせていただけたらなということを思っております。何度かにわたって、この問題を話してきたわけですが、「教育格差が生じないへき地の教育を実現するために」という意味で、ぜひ念頭にこれもおいていただけたらというふうに思います。

それから最後にですが、先ほど再質問のなかで入れなかったんですが、子供の貧困率について今後調査するお気持ちがあるかどうかだけお聞かせください。お願いします。

教育課長 子供の貧困率につきましては、今現在は、特に出していこうということは思っていないくて、やはり要保護・準要保護のほうの制度を維持しながら支援のほうはしていきたいと考えております。

1 加藤 実は、要保護・準要保護ではない隠れた子供たちの貧困というのが、実はあるというのが背景にありますので、そうしたところに大いに興味を持ってお願いをできたらというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長 これで、加藤弘文君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後0時58分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、3番河野清君の質問を許します。

3 河野 3番河野清、議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。

私は2点について質問いたします。1点目「浜岡原子力発電所再稼働の動きについて」、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。去る3月10日の東愛知新聞の記事において、「核のゴミ」最終処分場問題について、市民団体のアンケート調査の結果が載っていました。東三河の8自治体の首長宛に行われたものでありますが、設楽町はこのアンケートに真摯に毅然とした態度で答えられ、「最終処分場を将来にわたって引き受ける可能性はありますか。」「またその理由について」の質問に対して「拒否する。」理由、「住民生活を脅かすものであるため」という明快な心強い回答があり、それを高く評価したいと思います。

しかしながら、政府は、原発稼働においてどうしても出てきてしまうこ

れまでに溜まった高レベル放射性廃棄物の最終処分場を、どこかに作らねばならず苦慮しております。日本列島を4段階に色分けし、処分場として地下の長期安定性の観点で好ましくない地域を黄色、掘削の可能性の観点から好ましくない地域を灰色、好ましい特性が確認される可能性が相対的に高い地域を薄緑色、輸送面でも好ましい地域を緑色として科学的特性マップを公表し、その候補地を探っており、処分場説明会を全国で順次行っているようであります。

私はかねてより、「原発は嫌だな。できればやめてもらいたい。」という考えで、特にソ連のチェルノブイリ原発事故以来はその意を強くしたと思います。しかしその後も積極的に反対運動をすることはなく、やがて政府や電力会社の安全で安い電力、今や全電力の3分の1は原発により賄われているという宣伝の中で、「安全に動かしてくれるのなら原発もやむをえないか。」と消極的容認ということであったと思います。そこで、あの2011年3月11日を迎えたのでした。日本ではチェルノブイリのような事故は絶対おこりえない。完璧な運用により安全に運転してくれるものと信頼しておりましたが、それを裏切るまさかの原発大事故が福島において起きてしまいました。東北巨大地震、そして巨大大津波、それは福島第一発電所を襲い、1号機から4号機まで全電源喪失、炉心冷却不能メルトダウン、そして政府・東電・現場運転員らのなす術もなく建屋の爆発まで起こし大量の放射性物質を建屋外へ放出したのであります。避難体制もお粗末で当初原発20キロ圏内住民は避難命令、それ以外は屋内退避、そのころアメリカ政府は80キロ圏内のアメリカ市民は避難命令を出していたのであります。避難に欠かせないスピーディーの情報は住民には知らされず、放射能雲の方向に逃げてしまった多くの被爆者がありました。緊急時に服用のヨウ素剤も全ての避難住民には行き渡りませんでした。また地震・津波だけでしたら、その後の救助活動で助けられたであろう多くの命も、放射能汚染により救助活動ができず、むざむざ亡くなるということになりました。そして災害復旧活動も通常の災害とは比較にならない困難と遅れをもたらしています。

福島原発事故では、取り返しのつかない被害、損害を我々は受けたのですが、政府は事故後も原発は重要なベースロード電源として位置付け、基準に合えば再稼働を行うとしています。しかし私たちは重い教訓を得ました。多くのことを知ってしまいました。原発なしでも電力は足りている。原発がなくても暮らしはできる。自然の猛威の前には人為の無力の様を我々はまざまざ見せつけられました。原発の発電効率は大変悪く、そのコストは他の発電法と比べ全く安くはない。未稼働の原発であっても、その

維持管理のために、全原発で年間1兆円もの経費がかかる。それは電気料金として跳ね返っております。我々の使う電気のために、数万年にわたる高レベル放射性廃棄物の最終処分場の管理を後世の世代に押し付けていいのでしょうか。少なくとも、新たにできる放射性廃棄物を産み出すことはすべきではないと思います。静岡県内のアンケートで、再稼働賛成は1町のみ。反対・その他は32市町と静岡県であります。再稼働事前了解は30キロ圏内と言われていますが、放射能で被害を受けるのは広範な地域に及ぶ。直線距離で70キロにある我が設楽町は、風雪雨気象条件によって、汚染地域、避難地域ともなりうるのであります。国や福島県は現在、避難者への仮設住宅からの追い出し、他県への自主避難者への家賃補助打ち切り、強引な帰還政策を進めています。放射線管理区域のレベルのところへ安全だから戻れとっているわけです。また、原発被害者と東電との補償交渉の仲裁機関であるADRの裁定を、東電側が最近拒否したとの報も聞きます。その一方で、東海原子力発電所への資金援助は行うという、被害住民に対して、こんな非道な仕打ちをしているのであります。

かように、福島原発事故は、重く厳しい現実、教訓を我々に突き付けたのであります。その克服も、事故の後始末も、ろくにできていないなか、政府は事故後全原発を停止していたものを、各地で再稼働を始めています。そして地元中部電力は、いろいろ対策を施したとして浜岡原発再稼働の申請をしています。極めて無責任な行いと言わねばなりません。

自然災害とは比較にならない、深刻な被害をもたらす原発事故、狭い島国、地震火山列島の日本で、原発などやってはいけないのだと思い知らされました。原発は安くてクリーンで安全なエネルギーだと思い込まされていたのですが、それは神話でしかなく人間の思い上がりでありました。

浜岡を動かさなくとも、電気は足りています。電気のために、こんな危ない発電法を選んではいけない。放射性廃棄物の処分法も決まらない原発の再稼働を許していいのだろうか。事前了解を放射性プルームの飛散30キロ圏に区切り、近隣市町村、県を蚊帳の外においていいのか。町民の生命と財産を守るべき責務を持つ自治体の長として、浜岡原発再稼働は断固認めてはいけないと思いますが、町長の考え、姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

次に2点目の質問ですが、「設楽町公共施設等管理計画のうち、地区移譲について」質問いたします。先に津具地区において、当該住民に対し「設楽町公共施設等管理計画」での評価について回覧がありました。そこで、設楽町公共施設等管理計画のうち、地区移譲について問いたいと思います。町内公共施設管理について、二次評価、方針が町民に示されましたが、そ

のうち地区移譲とされたのが4件。神田町民センター・津具高齢者若者センター・津具高齢者活性化センター・つぐ老人憩の家でありました。その理由として、各地区で管理する方が効率的な施設は、地区移譲の方針とありましたが、何をもって効率的と考えたのかお答え願いたいと思います。この4件の施設は極めて公共性の高い施設で、津具の施設は町内外のさまざまな団体、文化、スポーツ、イベント、集会、そして投票所、地区防災避難所等として利用されて住民のよりどころとなっており、公民館的要素を担っています。それを各地区住民の管理運営とせよというのは、住民にとって負担の重い、逆に非効率な運営となるというのが実感であります。利用が少なく廃止もやむをえなしという施設もあるでしょうが、今回の地区移譲の評価はそのまま受け入れることはできません。高齢化、人口減のなか、地区移譲は施設維持の困難に拍車をかけることにならないかと懸念いたします。現在、利用者が役場支所に申し込み、利用当日、鍵を受け取り、また返却することで問題なく運用されており、何が不都合なのかわかりません。維持管理費が町として負担が重いということなののでしょうか。二次評価の根拠をお聞かせ願いたいと思います。以上1回目の質問といたします。

町長 それでは、始めに「浜岡原子力発電の稼働について」ということで、町長の見解を御質問されましたので、この件について、まずお答えをしたいと思います。始めに、浜岡原発いらぬ東三河の会から出されました「核のゴミ」最終処分場についてのアンケートの回答についてであります。この町の回答内容につきましては、今、河野議員から縷々評価をいただきましたけれども、このアンケートの内容と申し上げますと、まず経済産業省が公表をした高レベル放射性廃棄物の最終処分場候補になりうる地域を示す全国地図のなかに、「科学的特性マップ」というものがあります。これについて、「可能性が高い地域」また「好ましい地域」と指定されてありますが、どのように考えられますかと、そして「最終処分場」を将来にわたって引き受ける可能性はありますか。あるとすれば、その理由についても教えてくださいという内容の質問でありました。

町といたしましては、地域の指定について経済産業省からなんの説明もなく、一方的な指定であり迷惑している。また、最終処分場を引き受ける可能性については、「拒否する」その理由といたしましては、「住民生活を脅かすものであるため」と回答をしたところでございます。

東京電力福島第1原子力発電所事故の被害や損害状況を見ている状況ですと、なんの説明もなく、安全性の担保の保障のない状況でのいきなりの指定でありましたので、町民の生命・財産を守るには当然の回答だという

ふうにも思っております。御質問の浜岡原発の3号機、4号機の再稼働に対する私の考えであります。現在、原子力規制委員会が新たな規制基準に基づいて適合性の審査を行っている状況であります。先ほどと同様「安全性の担保の保障のない状況」での再稼働はしないほうがよいというふうにも思っております。それは、浜岡原発のある静岡県内の市町の考え方も、先ほど内容等が報告されましたように、7市町が反対、影響がある31キロ以内の6市町は「住民の安全・安心が必要」と付記している状況となっております。

そこで、私は、太陽光、風力、水力発電等の自然エネルギーへ移行して、原子力発電に頼ることのない状況になることを願っておりますが、一方で、自然エネルギーは天候に左右され、発電量が一定しないということですか、また電力の買い取り単価が高いというようなことから電力料金の高騰も心配がされる場所でもあります。また、現在の電力量は火力発電にも頼らなくてはならないという状況でもあり、現在のように、中東や北朝鮮情勢等により石油価格が高騰することで、電力料金への転嫁も懸念されます。住民の安心・安全を守る立場の私といたしましては、日常生活に欠かせない電力の料金が高騰することは、住民生活を苦しめることにもつながるということであり、また一方で日本経済への悪影響も考えられるところでもあるというふうにも思っております。

そうしたことを総合的に勘案しますと、安価で安定的に天候や世界情勢に影響されない原子力発電の再稼働については、慎重な判断が必要であると思っております。以上であります。

財政課長 続いて、「設楽町公共施設等管理計画のうち、地区移譲について問う」ということについて、お答えしたいと思います。御存知のように、公共施設等管理計画は、今後の人口減少、少子高齢化の進展、維持管理に要する財源不足が見込まれることなどにより、町の保有する公共施設を継続的に維持管理することが困難であると予測されるため、近く大規模改修や改築の時期を迎える施設にどのように対応していくか、関係課をはじめ役場全体の取り組み体制の整備と総合的かつ計画的に維持管理を推進するため、基本的な方針を定めたものです。約40年後を見据えてどうなっていくかということ踏まえて作っております。で、民間のコンサル会社に策定を委託しておりますが、町の考え方・方針等を踏まえております。この策定した計画を、28年度、町内4地区で説明会を実施しております。

この計画の中では、公共施設と道路、橋梁、水道施設等のインフラ施設のうち、借地部分を除いた133の施設を対象としております。御質問の4つの公共施設も対象となっております。この公共施設においては、1として

「施設数の適正化を図ること」、2として「長寿命化を図ること」、3として「維持管理・運営コストの適正化を図ること」を基本方針として、7つの具体的な取り組みの方針を定めております。7つの具体的な取り組み方針の中で、施設総量の適正化推進の項目では、現在の利活用状況を踏まえて適切な管理方法を検討した上で、施設の集約、地区移譲の推進を図ることを掲げております。ただし、あくまでも計画上の考え方の段階のもので、決定したものではありません。

で、この考え方を導き出す前段としては、平成27年度に総合計画との整合を図りながら公共施設の利用・運営状況を調査し、現状と課題を整理した「公共施設マネジメント白書」を作成しておりますが、その白書に基づいた分析結果及び周辺の施設分布状況を考慮した一次評価と、施設利用計画や地域特性を踏まえた二次評価を行っております。一次評価は施設の老朽化度や利用度等に基づく客観的な評価で、二次評価は施設固有の特性のほか、民間や地元との連携、この場合は委託や移譲のことを指しておりますが、その可能性、あくまで可能性ですが、それが可能かどうかを踏まえたものとなっております。

御質問の4つの施設は、いずれも集会施設と位置づけられておりまして、一次評価においては、神田町民センターは、今後の活用内容を再度検討のうえ長寿命化を図る。高齢者若者センターは、利用が増加する可能性を探りつつ建て替えを検討。高齢者活性化センターと老人憩いの家では、現状では統廃合もしくは複合化となっております。が、これは一次評価です。で、二次評価においては、全ての施設が各地区で管理する方が効率的であると判断して、地区移譲としております。この場合、通常の維持管理は地区で行っていただきますが、大規模な修繕が必要となった場合は町からの支援があります。

御質問の何を持って効率的と判断したかですが、ただいま説明してきた分析結果や評価、それを踏まえた検討結果に基づくものです。端的に言ってしまうと、ほかの施設を含め、このまま役場が大規模修繕や建て替えを含み維持管理を継続する場合と、周辺施設や利活用の状況、地区の要望等を踏まえて維持管理方法を見直した結果、地区に移譲することとした場合の費用の比較に基づいております。ただし、決して地区に押しつけるものではありません。ベストな選択とは申しませんが、地区の皆さんが今後も継続して施設を利用できるようにしていくための手段であると御理解ください。また、仮に移譲となった場合は、今よりも自由に施設を利用できるというメリットもあると考えられます。

今後、この計画に基づいて個別計画を策定していく予定ですが、地区の

皆さんの要望を聞いたうえで、最終方針を決定していくこととなります。結果的に津具地区の方に多少の御不便をおかけする可能性は否定できませんが、できる限り負担とならないことを基本としてまいりますので、議員におかれましては、個別計画の策定にあたり地区住民のとりまとめ並びに計画の円滑な策定に御理解・御協力をお願いします。以上です。

3 河野 はじめに浜岡原発再稼働の件ですが、現在、中部電力は原子力規制委員会に再稼働を許可願いたいという申請を出しておりまして、現在、その審査が行われていたと思いますが、仮にですね、申請が通って、規制基準に合致しているということで、そういう結論が出た場合は、中部電力は再稼働に向かって動き出すわけでありまして、そうしますと、現状では、半径30キロ圏内の市町については同意を得るということではあります。それから外れるところについては、何ら意見を聞くこともないし、そのまま動かすという方向で進む懸念がありますので、私としては、先ほども述べたように、これはそんな30キロ圏内で放射能が止まるわけではないわけで、極めて広範な地域に放射能が拡散するわけでありまして、当然、直線距離70キロの設楽町もその影響を受けるわけでありまして、福島においても、もう千葉や埼玉、群馬、それから神奈川あたりまで放射能が拡散しているわけでありまして、場合によっては、設楽町だって気象条件によって住み続けられなくなる可能性もあるわけですから、やはりそれについて、自治体の長たる者は、全く蚊帳の外で、決定されたらそのまま何も意見も述べないということではならないというふうに、私は思います。

で、慎重であるべきだという最後のお言葉でしたが、やはりそれはその時再稼働をという動きが具体的にになった時点で、やはりなんらかの態度表明をすべきだと、それは重要なことだと思うんですが、その点について、そういうお考え、具体的な行動をとられるかどうかをお聞きしたいということです。

それから、公共施設管理の件ですが、すぐにこれを実施してどうこうということではないということでありましたので、十分に関係住民に対して、町民に対して説明と理解を得ることを行っていただきたいということが、1番言いたいことです。で、近々地区懇談会もあるわけですから、そういった場でも住民に説明をされることをお願いしたいということです。以上、再質問します。

町長 今、御心配してみえるように、今後のこの原発施設の再稼働ということについてはですね、やはり申し上げておりますように、住民の安全と安心が担保されるという裏付けがなければ、この原子力規制委員会もそういったものの裏付けがあつて、きちっとそういう方向を示される。そういう裏

付けがあつて判断をされていくものだというふうに理解をしております。そうした状況をですね、もし公表されて、稼動なり、止めるなり、そういういろいろな評価がされると思いますので、その時に今申し上げたように、大前提は住民の安心と安全が確保されるという裏付けを確認するなかで、その状況を判断していく。そういうことになろうかというふうに思っております。冒頭から申し上げているように、不安視のある状況のなかで、一概にこれを認めるとか、いいとかっていう判断にはいかないということは当然のことだというふうに理解をしております。

そしてですね、次の公共施設の維持等について、一概にですね、一方的に町が決めて、方向性を決めたからこういうふうにしますよというような言い方をするつもりは毛頭ありませんし、まずは地域の人たちの意見集約、意見を聞くなかで、その状況というものを、皆さんによく説明をし、町の想い、また皆さんの想いを入れて、よりよい方向で、こうした今後の施設のあり方については判断をしていくというのが基本にしておりますので、当然、今度の説明会というか、私との懇談のなかでそういったことに対して、意思をきちっとお知らせをしながら、このことは進めていきたいというふうに思っております。

3 河野 ありがとうございます。実際に、万が一、浜岡原発が事故を起こし、放射能が放出されるというような事態になれば、当然、設楽町は無縁ではありえないわけで、さまざまな対応をしなければならぬ。ある意味では、ヨウ素剤の配付なども準備し、それが的確に行き渡らないといけないだろうし、またこのままそこに、屋内避難で済まない。どこかへ、安全な、放射能がこない方向へ逃げるといような手段も、当然、全町民に対して考えなければならないわけですから、そういう極めて重要な、深刻な対応を迫られるわけですので、ぜひとも町長におかれましては、そういう事態になる前に、「原発はとてもしゃないが稼動は受け入れられない。」という、そういう毅然とした姿勢で対処していただきたいと願っておりますが、最後に御決意を聞かせていただいたらありがたいです。

町長 今申し上げておりますように、住民の安全・安心というものが担保されて、そういうことが万人の皆様方も理解ができる、そういう状況があるとするなかでの判断になると思いますので、そうしたものをきちっと確認のうえ判断をしていきたいと思っております。

3 河野 ありがとうございます。以上、質問を終わります。

議長 これで、河野清君の質問を終わります。

議長 次に、2番今泉吉人君の質問を許します。

2今泉 2番、今泉です。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。私からは1件です。ごみの関係ですが、ちょっと難しい問題だと思いますが、町のほうからの意見をお伺いしたいと思います。

件名「主婦の願い可燃ゴミ等の規格変更並びに不透明価格を問う」という件名で質問いたしたいと思います。今やどこの自治体もゴミの処理問題に苦慮しています。特に可燃ゴミ処理は、ゴミ袋の種類、材質、強度の面で問題が起きています。可燃ゴミにあってはダイオキシンが発生するごみも多くみられ、これらのゴミはどのように処理するのか、各自治体が一般廃棄物処理法に基づいて取り組んでいると思いますが、当設楽町においても、北設広域処理組合が主体となり、ゴミの分別で種別ごとにゴミ袋を利用しています。そのなかで主婦の皆さんから大きさ、強度、値段などで苦情をいただいています。それは、「ゴミ袋が小さい」、「すぐに破れる」、「高い」などです。私はこのような苦情を受け、その実態を調査するため各市町村の小売店などを回り、その現状を把握しました。それによると設楽町で取り扱っているゴミ袋は小さく、強度も弱く、小売価格はまちまちで高いことが判明しました。隣接の新城市のゴミ袋を例にとってお話しますと、可燃ゴミ袋は、30リットル、20枚入り、500ミリ×700ミリ×0.026ミリ、材質は高密度ポリエチレンであり、設楽町の可燃ゴミ袋と材質等はすべて同一であることがわかりました。値段は、税込みで183円。45リットル入りの20枚入り、これが650ミリ×800ミリ×0.026ミリ、税込みで245円の安さで市民の皆さんに提供していました。また、豊川、豊橋市も同様の小売価格であった。設楽町にあっては、可燃ゴミ袋は、30リットルの袋だけであり、40リットル用はありません。その小売価格を調査すると設楽町清崎地内380円、名倉地内400円、津具地内370円～400円、田口地内397円～400円、東栄町400円、長野県根羽村で400円、豊根村で420円などなど、全て税込みです。で、不透明を呈しました。一定しませんでした。また、不燃物のこみ袋も390円～420円で一定していませんでした。何故、新城、豊川、豊橋などと価格が大幅に違うのか疑問を感じてしまいました。その原因は人口密度とゴミ袋の注文ロット数と思われませんが、ゴミ袋は公の物と解釈しています。北設広域事務組合に町として良い方法をないか進言してほしいと思います。そこで質問ですが、1、ゴミ袋の不透明価格について、人口密度に関係あるかもしれませんが、安く提供している新城、豊川、豊橋市のように、製造業者に代替する気がないか。

2、設楽町の可燃ゴミ袋は、生ゴミ、段ボールなどを多めに詰め込むと縦に破れてしまい使い物にならない。他市のゴミ袋は強度があり、破れる

トラブルが少ないと申しているが、設楽町のゴミ袋はなぜ強度が弱いのか。その改善策は。

3、現在、設楽町の可燃ゴミ袋は、30リットル用を使用しているが、主婦の皆さんはゴミ袋が小さいので、新城市などが採用している45リットル用も作ってほしいと申しているが。

4、北設広域事業組合は、小売価格について中田クリーンセンターの処理も含まれているか。また、委託業者、小売店等に小売価格について指導をしているか。など、1から4の項目について、町民の皆さんに知ってもらうためにも、町長はこのようなことについてどのように申しているか、その姿勢を伺いたい。以上、1回目を終わります。

生活課長 生活課より今泉議員からの「可燃ゴミ袋の規格変更並びに不透明価格について」の質問に対して回答させていただきますが、基本的に今回の質問内容については、北設広域事務組合の取扱い業務内容のため、こうした案件の決定は北設広域事務組合の議会で諮り、決定するものととらえておりますが、今回、北設広域事務組合より聞き取りを行いましたので、その結果について説明をさせていただきますので、御理解ください。

第1点目についてお答えいたします。「ゴミ袋の不透明価格について、人口密度に関係あるかもしれませんが、安く提供している新城、豊川、豊橋のように、製造業者に代替する気がないかお聞きしたい。」ということですが、北設広域事務組合の指定ゴミ袋については、平成19年4月に現在の規格に変更いたしました。種類は可燃ゴミ用袋、不燃・リサイクル用ゴミ袋、ペットボトル・白色トレイ用ごみ袋、乾電池専用があります。指定ゴミ袋の製造については許認可制度をとっておりまして、指定した材質、デザイン、サイズに適合したものを作れる業者に認可を与えております。製造業者の選定、発注については、北設広域事務組合より商工会に委ねております。現在は、日本グリーンパックス株式会社という業者だけが認可をとっておりますので、この製造業者に発注し、各商工会には必要数を同一単価で卸し、さらに各商工会から構成町村内の小売店には同一単価で卸していると聞いております。北設広域事務組合が定めた指定の規格等に対応できる認可を受けた業者があれば、製造業者を変更することは可能ですが、現在、認可をとっている業者はこの1社のみということで聞いておりますので、製造業者を変更するという予定はないと聞いております。

2点目についてお答えいたします。「設楽町の可燃ゴミ袋は、生ゴミ、段ボールなどを多めに詰め込むと縦に破れてしまい使い物にならない。他市のゴミ袋は強度があり、破れるトラブルが少ないと申しているが、設楽町のゴミ袋はなぜ強度が弱いのか。その改善策をお聞きしたい。」ということ

ですが、ゴミ袋の強度につきましては、使用される材質に影響を受けるようです。愛知県下の多くで採用されているのが、ポリエチレン製の素材を使用しているということです。近隣では、豊橋市が可燃ゴミには高密度ポリエチレン、不燃ゴミには低密度ポリエチレンを使用し、素材の厚さは0.02ミリから0.04ミリとなっているそうです。豊川市は可燃ゴミ、不燃ゴミともに低密度ポリエチレンを使用し、厚さは0.03ミリから0.04ミリだそうです。新城市はいずれも高密度ポリエチレンを使用し、厚さは0.02ミリから0.035ミリのものを使っておるそうです。豊田市は0.045ミリの高密度ポリエチレンを使用しているようです。

低密度ポリエチレンの特性は、フィルムの伸びが良く、突きさし強度・衝撃強度に優れており、しなやかであると言われております。高密度ポリエチレンの特性は、一般的に引っ張り強度があり、フィルムが伸びにくく、薄くても強度があると言われていたそうです。愛知県下の自治体に対し行ったゴミ袋の調査結果では、高密度ポリエチレンと低密度ポリエチレンの使用率は概ね半々だったということでした。高密度ポリエチレンを採用している自治体の多くでは、「破れやすい」という住民の意見もあるようですが、「破れやすい」というデメリットの反面、「焼却炉内で袋が破れやすいため攪拌しやすい」、「焼却炉内のゴミの性状の均一化が図られることにより、不完全燃焼が抑えられ、強いてはダイオキシンの発生を抑制できる」というメリットがあるそうです。当町がゴミを入れている中田クリーンセンターの焼却炉の大きさは、豊橋、豊川、新城市に比べ規模が小さいため、この点に配慮しているようです。このことによって、北設広域事務組合の指定ゴミ袋の素材には、高密度ポリエチレンを採用しているそうです。さらに、ダイオキシン発生の抑制に効果が期待できるとされております、フェロキサイドを配合した高密度ポリエチレンを使用しているということです。よって、北設広域事務組合としては、現在のゴミ袋を変更する予定はないと聞いております。また、現在、設楽町のほとんどの行政区で、段ボール、新聞紙、雑誌類など資源回収を行っていただき、焼却ゴミの減量化ということで、焼却しないで資源化にしていくことの協力を得ております。なお、資源回収に協力していただいた団体に対しては、北設広域事務組合と設楽町から回収量に応じた奨励金を交付しております。よって、最近では可燃用ごみ袋に、段ボール、新聞紙、雑誌類などを入れてゴミステーションに出す方は、最近では少なくなっているように聞いております。

3点目についてお答えいたします。「現在、設楽町の可燃ゴミ袋は、30リットル用を使用しているが、主婦の皆さんはゴミ袋が小さいので、新城市などが採用している45リットル用のものを作ってほしいと申しているが、

その考えはないか。」ということですが、現在の北設広域事務組合の可燃ゴミの指定袋の容量は30リットルです。豊橋市、豊川市、新城市では45リットル用のゴミ袋もあります。北設広域事務組合の可燃ゴミ袋が30リットルだけなのは、次の理由があるそうです。高齢者でも運びやすいことに配慮して、現在のサイズ、規格、レジ袋サイズにしていると聞いております。ゴミ収集車の作業環境が重労働にならないように配慮しているということで、北設広域事務組合からの住民へのゴミ出しの周知チラシでは、袋の重量は15キロ以下にするように協力を呼びかけております。ゴミ袋の種類を多く作ると、ゴミ袋の製造コストアップにつながってしまうということがあります。以上の理由によって、現況の30リットルとしているそうです。よって、現在のゴミ袋の種類、規格を変更することもないと聞いております。

最後に4点目につきまして「北設広域事務組合は、小売価格について中田クリーンセンターの処理も含まれているか。また、委託業者、小売店等に小売価格について指導をしているかについて」ですが、北設広域事務組合では、材質、デザイン、規格等の指定をしているだけでありまして、小売価格の設定については関与はしてないそうです。当然、小売価格や仕入れ価格にも、中田クリーンセンターの処理経費は含まれていないそうです。事業者が流通価格制限を行う行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、通称ですが独占禁止法に抵触する恐れがありますので、価格の指導は行っていないということでもあります。

以上4点の質問について説明をさせていただきましたが、今後、指定ゴミ袋についての見直しの必要が生じれば、構成4町村からも北設広域事務組合に相談を持ちかけて、研究、検討をお願いしていくことは考えられますが、基本的には、こうした案件につきましては北設衛生事務組合で取り扱っていただいておりますので、設楽町としてはこの4点について、設楽町として替えるとか、そういうことはお答えできないので御理解ください。以上です。

2今泉 ありがとうございます。なかなかそういうことで難しいということがわかりましたが、中田クリーンセンターのほうでゴミ袋を攪拌する時に、上からクレーンがありますね、吊くしてぱっと落として割れてやるだとか、破れやすいというのは、そういう関係で0.026ですね、その薄さでやっていると言っているのですが、ここへ持っていく、一般の持ち込み者がいるのですね、そういう人たちに言うと、肥料袋の中にそういう生ゴミだとか、そういうものを持って、一般持ち込みで持ってくるんです。そうした場合、中田クレーンセンターのほうでは、「その袋はいかん。」だとか、「これはだ

めだ。」とか、そういうことは言わなくて、無料で全て引き受けているのです。で、なぜ強度が弱いのでそれで破れちゃったのがいかんという、例えばちょっとした生ゴミを入れると、ぱかんとわかれちゃって、そこ汚くなっちゃいますわね。汚れちゃって。それが困るもので、使う人たちは2枚使う人がいるんです。「そういうのは本当に不便だ」どうのこうのと言われてますので、そういうものをちょっとした強度ですね、0.026を0.03か0.04、そのくらいの袋にすれば、新城だとか豊川だとか同じ袋になって、それだけになると、もう0.01ミリ違うだけで、ものすごい強度が違うんです。今、私がこれ1枚持ってきておりますが、これが豊川が使っている45リットル用のゴミ袋です。これは45リットルで10枚入りですね。それで0.04ミリになっているのです。こういうようなゴミ袋で出せば、その中に入れても、クリーンセンターに持っていっても、すっと割れると思いますが、この点について町としてはどのような考えを持っているかお聞きしたいです。

生活課長 町としてその袋に替えるということは、先ほど申したようにお答えできませんので、今泉議員からそういう意見があったことについては、北設広域事務組合のほうには伝えておきますが、この場での回答はできないので御理解ください。

2 今泉 先ほど言ったこのゴミ袋の件は、前は紙袋だったですね。たしか。紙袋だと中身が見えないどうのこうのって言って、中が見えるゴミ袋に替えたそうですが、これは大きくすると先ほど言われたみたいに、高齢者の方が重たいだとか、なんだかんだ言ってますが、例えば業者さん等、いろいろ飲食店、業者さんおられますが、そういう方になると、30リットルのゴミ袋だとあつという間に袋が、いくつも使わなければいかんと。だで、そういうものを何とかするためには、45リットル用のものを作ってほしいと言っておるのですが、このことについて、町はどのように思いますか。

生活課長 先ほどの質問と同様に、町では判断しかねますので、そのことについても北設広域事務組合のほうには伝えておきますので、よろしく願いいたします。

2 今泉 わかりました。そうすると、先ほどのゴミの関係の金額の格差というのはありますが、このゴミ袋の価格にあって、公正取引委員会の不公正な取引方法があるそうです。不当な競争手段に用いる行為、競争面における経済の乱用にあたらぬか。また独占禁止法の2条9項2号の不当廉売型取引供与にあたらぬか。不当廉売型とは特定の地域において低価格で販売する差別対価であり、この点を町はどのように思っているか、指導しているか、お聞きしたいんです。

生活課長 最初の答弁の中で説明させていただいたとおりでありまして、価格

等につきましては、独占禁止法に抵触するということがあるので、広域事務組合からも流通価格の制限などの行為はしておらないと聞いておるのですが、そもそも先ほど言ったように、北設広域事務組合から各構成4町村の商工会に協力を委ねて、商工会を通して、各構成町村の小売店にはこのゴミ袋を卸しているということを知っておりますので、単価のほうにつきましても、お聞きしたところだと、今作成をしておいただける日本グリーンボックスというところから、北設広域事務組合から委ねた4町村の商工会に卸す値段は同一単価と。それから各商工会から各構成町村内の小売店に卸す価格も同じだということを知っておりますので、あとはその小売店が自由競争の中で卸値に対していくらをつけているかというのは、商工会も北設広域事務組合も関与していないということを知っております。以上です。

2 今泉 もう1つ、ちょっと再質問したいのですが、現在介護保険などを委ねている東三河広域連合に、このようにゴミ袋も同連合で取扱いにすれば、価格だとか強度、材質の格差をなくせば、市町民の皆さんも喜ばれると思いますが、いかがですかね。

また、ゴミ袋のデザインにあっても、市町村が規格していることはわかりますが、それを委託業者に任せていると知っているが、デザインは袋に判を押すだけなので、発するだけの工程であり、そのデザイン料は判台を1回作ればそれによって安価なゴミ袋ができあがると思います。また、今の現状のゴミ袋を続けるというなら、町は委託業者に助成金を交付し、小売店の販売価格を安価にすることができれば、町民が喜んでくれると思いますが、町は町民のためにどのように考えているかお聞きしたいです。

生活課長 今泉議員からのそうした提案につきましても、北設広域事務組合にそういった意見があったことは伝えておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 今泉 町のほうは関係なくて、広域事務組合のほうでやると言っていますが、私としてはそのようのことで、主婦の皆さん、町民の方がそういう苦情をいろいろ受けておりますので、なんとか町のほうが肩代わりして上手いこといくような方法をとってもらいたいと思います。

ゴミ袋の件も、私ちょっとネットで調べたんです。ゴミ袋はね無料で配付している県が3市ありました。これは千葉県野田市、それから大阪府の八尾市、それから長崎の佐世保市。これは全て無料でゴミ袋を町民に渡しているみたいです。ゴミ袋が、規定なゴミ袋がない県は中部では富山、金沢、岐阜市、大垣市、津市、5市があるそうです。この他に多数市がありますが、まだ全国でゴミ袋の高いところをちょっと調べてみました。全

国93市あるんですが、45リットル入りのゴミ袋、北海道の帯広市で1枚135円します。それから最低は、静岡県沼津市1枚6.5円。このくらいの格差があります。これらのものも、実態で香川県のほうの丸亀市という一般の人が投稿を載せていたんですが、燃えるゴミ袋40円×4枚、4枚だと週ですね。それで52週すると8,320円。燃えないゴミが週に2枚として12か月で960円。年間になると、8,320円+960円で9,280円年間かかるということで、「こんなにゴミ袋に捨ててしまっているな」というようなのが載ってました。設楽町としては400円という、だいたい概ね決まっておりますが、このような格差があることについて、設楽町の町としてはどのように思うかお聞きしたいんですが。

生活課長 今回のことについても、北設広域事務組合のほうには伝えておきますが、価格の問題につきましては、先ほどから説明してますように、小売店さんの判断になりますので、町としても安く消費者に提供できれば一番それが理想なんですけど、そこは町からも指導できないところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

2 今泉 ですからゴミ袋の件については、全国で私がこうやって調べたんですが、こういうことがあるよということを設楽町が知ってほしいということで、今説明して言っているのです。やっぱり何が悲しいかということ、ゴミ袋を出す一番町民の奥さん、主婦の方だと思います。ですから手間のかからないようにするためには、やっぱり小さい袋を何回も出すよりも、1つの袋で、1つで出したいという方が多く出ております。ですからそういうことを汲んでほしいと思っております。で、広域処理組合の方にもそういうことを言って、なんとか45リットル入りを作ってもらいたいというようなことを進言できないでしょうか。

議長 今泉君、同等の質問が4回目、5回目くらいになります。

2 今泉 わかりました。じゃあ、まあ、そういうことで、とりあえずゴミ袋の件でそういうふうにお話ししたんですが、最後に町長さんとしてはどのように思っているかお聞きしたいんです。

町長 今泉議員におかれましては、北設広域事務組合で運営をしておるこのゴミ袋の件について、いろいろ時間を割いていただき、研究をし、また情報を集めていただきまして、報告をしていただきありがたいと思っております。先ほどから、担当が申し上げておりますように、この件につきましては、所管が北設広域事務組合の所管であるということは、もちろん御理解の上で御質問されておるといふふうに理解をしておりますが、そうしたゴミ袋ひとつの運用についても、よりゴミの運営をするにあたって適切な価格、また適切な運用方法が講じられるように、北設広域事務組合のほうへ

もお伝えをしますし、我々も構成メンバーの一員として、そういったお考えも確認をしながら、問題があるとするのであれば、そうした折にはこうした意見も述べていきたいというふうに思っておるなかで、やはり総合的に勘案しますとですね、ゴミを集めて、それを収集し、ゴミ処理場で焼却をするというには、やはり無料化というのはやはり難しいことだと思うんです。現に大きな構成団体からの負担金、分担金等で賄っております。そういうものを、みんなも各町村どこでも構成団体そうなんです、負担にならないような方法でもって、軽減を図りながら運用をするのがもちろん当然なことになるわけなんです、やはりそこは必要なものは必要として、袋1つをとっても、無料化が最大、町民にとってはそれが一番望ましいことになろうかと思いますが、それをすることによって、やはりそれぞれの事業体の負担というものにつながっていくということもありますので、そうした見地で、広い意味で、総合的に判断をして運用にあたっていく必要があるかというふうに思っております。いずれにいたしましても、北設広域事務組合の今後の運営の中で問題視されれば、当然のようにそういうことも精査しながら運用を図りたいと思っております。

2 今泉 じゃあ以上で質問を終わります。

議長 これで、今泉吉人君の質問を終わります。

議長 次に、6 番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 失礼します。ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。私の質問は1点だけです。質問事項「有害鳥獣対策事業の北設広域事務化について」です。では朗読します。農作物および森林の食害防止に、北設3町村では毎年4千万近い駆除費が計上されている。北設3町村内でも報奨金の単価が不統一であったり、茶臼山を見据えた落葉樹の豊かな山域で増え続ける、特にニホンジカに関しては駆除数の妥当な頭数の話し合いがそろそろなされてもいいころではないかと思われるが、どうか。以下の3点についてお尋ねしたい。

1、有害駆除には、イノシシによる被害の状況と農作物の被害額の算定と、ニホンジカによる森林、農作物の被害の推定額はどのようなものか。

2、当町では、イノシシ、ニホンジカの成獣、幼獣の単価は平成26年から平成30年までどのような単価設定になっているのか。もし値上げしたとすれば、その理由は。または根拠は何か。

3、旧北設楽の稲武地区は豊田市となっているが、豊田市全体からみた有害鳥獣による被害が少ないのか報奨金の額が極端に低い。単価の高い町

村での捕獲数が増えるのが理解できる。際限ない捕獲を続けるのではなくて、年間目標数を設定して、休猟期を設けて財政の健全化に努め、北設統一単価による捕獲頭数管理を北設事務組合に移管してはどうか。具体的な説明、お願いします。

1、被害額の算定は困難を伴うと思われるが、捕獲頭数の推移で考えてみる。報奨金は平成26年1062万、平成27年イノシシ241頭、シカ440頭で1165万、平成28年イノシシ421頭、シカ765頭で2007万、平成29年イノシシ600頭、シカ600頭で1242万。つまり2千万円台の報奨金の計上が常態化しており、このまま推移していくと思われる。失礼、次はミスプリでございます。「今後」でございます。「紺顔」じゃなくて。今後の課題として、いかに里山に降りてこないように囲い込みをしっかりと実施する方策もあわせて実施すべきと考えるが、何か検討している対策法は持ち合わせているのか。

2番の説明です。当町ではイノシシ、ニホンジカの成獣、幼獣の単価は、平成26年から平成30年まで、これは「なで」が「まで」です。どのような単価設定になっているのか。もし値上げしたとしたら、その理由は。または根拠は何か。平成27年に241頭だったイノシシが、平成28年には421頭となり、平成29年には600頭と急激に捕獲頭数を伸ばしている。このあたりで単価変更があったと考えられるが、実際にはどうだったのか。北設が同一単価であれば域内で移動することはありえないので、実際の現地捕獲数が地区単位で出てくるのでわかりやすいと思うがいかがか。

4番、これ3の間違いでございます。すみません。旧北設楽郡の稲武地区は豊田市となっている。鳥獣害に被害が少ないので報償金の額が極端に低い。これは実は成獣で8千円、幼獣で1千円という単価になっております。段戸山でのイノシシが激減して、茶臼山方面で増加していると思われるが、単価の高い町村での捕獲数が増えるのは理解できる。際限ない増加が考えられる。ニホンジカの駆除にはやはり広域連携が不可欠で、イノシシ、シカ北設会議を立ち上げていく必要に迫られていると考えられるがいかがか。以下がこうしてイノシシ。東栄、豊根、豊田市あげてあります。以上で1回目の質問を終わります。

産業課長 それでは最初に、有害鳥獣対策のまず体系について、全般について説明をさせていただきます。鳥獣保護管理法に基づきまして、国が基本方針を策定します。その基本方針を受けて、愛知県が鳥獣保護管理事業計画を策定します。また、県はですね、生息数が著しく増加し、生息地の範囲が急に拡大している鳥獣に対して、必要に応じて第2種特定鳥獣管理計画を策定します。愛知県では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、この4種類について、第2種特定鳥獣管理計画として策定をしております。

ます。この管理計画に基づきまして、市町村で鳥獣被害防止計画、市町村での実施計画になりますけれども、を策定しまして、有害鳥獣駆除を行うことになっております。後の質問にも関係してきますけれども、設楽町は、この実施計画を「新城・設楽広域鳥獣被害防止計画」という名前で、新城市それから北設楽郡の3町村で連携しまして、一体となって捕獲計画数を定めております。

被害額の話がありました。現在の計画の策定時に農家へのアンケート調査を行ってございまして、そのアンケートでは、平成27年度の被害額ですけれども、農業被害額として、イノシシで2,866千円、ニホンジカで395千円という数字がまとめられております。ただし、これはあくまで農家へのアンケート調査でありますので、正確なものとはいえないところがあります。

議員が捕獲頭数で、平成29年イノシシ、ニホンジカ、設楽町ですけれども、600頭とおっしゃいましたが、600頭というのは年間の計画の数字でありまして、実際、現在集計した段階では29年度の実績は、イノシシが288、ニホンジカが848頭という数字になっております。何か対策を検討しているかということでもありますけれども、捕獲による個体数調整、それから農業関係で侵入防止策の設置、これらが地道ではありますけれども、対応策になります。画期的な解決方法はないのが現状です。

参考に申し上げますが、近年、急激に増加しているニホンジカですけれども、平成22年は、愛知県でいいますと、本宮山それから茶臼山の周辺に多く生息がありましたが、その後27年の推計では、設楽町を含めた愛知県の北東部を中心に密度の高いエリアが現在広がっております。これもまた推計なんですけれども、県内の生息数ですけれども、平成23年には16,592、16,600頭くらいでありましたけれども、平成27年の推計では22,880というような推計数字が出ております。非常に増加しております。

捕獲に対する単価設定、値上げはという御質問ですけれども、国の制度が始まって以来、これ平成25年に始まりまして。25年以降は単価変更はしておりません。現在の報償金の体系は、平成25年から国の制度がプラスされる形で始まりまして、それ以降は変更なく、そのままの単価で継続しております。

シカ北設会議、あるいは捕獲数の管理を北設広域事務組合へ移管したらという提案でありますけれども、現在、新城市と北設楽郡、合わせて4市町村で連携して実施計画を作成しまして、捕獲の目標数を4市町村で調整しながら決定しております。この実施計画に基づいて、それぞれの市町村で捕獲を実行しております。でありますので、連携という面では、本当に連携しながら目標数値を立てて、駆除を実施しているというふうに理解し

ております。

イノシシ、ニホンジカの捕獲頭数が多かったり少なかったりするの、単価の影響というよりもですね、生息数の増加が1番の原因になっていると考えております。被害の状況も踏まえまして、捕獲目標を立てて、駆除がそれぞれの市町村で実施されております。

参考までに、平成25年12月に国が策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」のなかで、国は、平成35年、10年間、10年後までにニホンジカ及びイノシシを半減させるという計画を立てています。これを受けて、愛知県では、ニホンジカについてですけれども、捕獲頭数を年間5,000頭を目標に捕獲するという計画を立てました。これを達成するための各市町村の捕獲の目安というのをその時に出しておるわけですが、その時の数字を言います。設楽町で786、東栄町が329、豊根村で849、豊田市これ全域ですけれども984と算定をされています。生息数が多いと推計されている設楽町と豊根村は、捕獲数も多くこのなかでは計画されておまして、実際の捕獲数も多い数字が出ております。豊田市は、全般での捕獲数を見ますと、県の試算した捕獲目標に比べるとニホンジカの捕獲数が少なくなっているという現状になっております。

なおですね、近年、当町においては、捕獲数の増加に伴って、奨励金が非常に高額に、トータルの金額が高額になってきております。このあたりは財政状況も勘案しながら、単価についても必要に応じて関係者と十分相談、調整しながら検討したいと考えております。以上です。

6 高森 今、お聞きしたところ、平成25年に一応国の方針が示されて、たぶん捕獲数と単価が決定されたと思うんですが、そのころのイノシシ、シカの単価というのは、今おっしゃりませんでしたがおいくらでしたが。

産業課長 お答えします。国から出る報償金ですね、イノシシ、シカ、成獣が8千円、それから幼獣が1千円の単価です。で、設楽町が単独で出している奨励金が別にあります。が、イノシシが10千円、シカが20千円となっております。以上です。

6 高森 今、いい話ありがとうございました。豊田市は、結局、平成25年の国の基準をそのまま守っているような状況ですが、その値段の並びで北設全体を考えると、報償金がずいぶんアップしている感じがするんですが、豊根、東栄のほうは、聞いたところ16千円くらいの設定だと思うんですが、設楽町がちょっと多いのは何か理由がありますか。

産業課長 私の把握している範囲で言いますと、平成24年まで国の報償金はありませんでした。で、24年まで設楽町はですね、イノシシ10千円、シカ10千円、サル30千円というような単価で設定がありました。で、そのころに

ニホンジカが非常に被害が増えてまいりまして、頭数も増えたということで、これをなんとか減らそうということで、25年から設楽町の単独分、ニホンジカに10千円であったのをニホンジカを20千円に上げた。25年からです。そこからはその単価でずっと継続をしております。以上です。

- 6 高森 豊根とか東栄のほうは16千円できている。設楽町が20千円近いお金。どうしてもお金の多いところへ鉄砲を撃つ方が動きっていうか、そっこのほうへ集中して集まる感じがしますが、そのへんのことに関して、設楽町では登録されたそういう人の数は決まっていると思うんですが、ああいう有害鳥獣は、ちょっと大きなグループでやらないとなかなかしとめることができないので大変だと思うのですが、そういうことに関して有害専門に1年間人が動いているのか、それとも9月から3月までの猟期に集中するのか、そのへんの動きについてはちょっと情報をいただけませんか。

産業課長 猟期については11月から3月ということですね。で、有害鳥獣については年間を通じて許可を受けた方ができる。そういう制度になっております。

- 6 高森 有害は時期が、駆除のほうは11月から3月の猟期のほかに1年中ある話なんです。そろそろそういう個体数が、シカのは800を超えてきているので、だいたい毎年800頭近くを捕獲しないと結構増える可能性があるんで、そのへんの北設における地域間、この3町村間の申し合わせというのは、ある程度だいたい800頭ぐらいで決定しているのか。

あとイノシシに関しては、取りすぎると次の年は半分に減ったり、いろいろ変動があって大変だと思うんですが、今後も800頭以上のそういう、東栄、設楽、豊根が800頭以上のそういう殺処分の方角でいくという方向が出ているのでしょうか。

産業課長 数字を説明させていただきます。今現在の実施計画を作る際に、県がですね、先ほども話をしたんですけども、ニホンジカを半分に減らしたい。で、減らすためには、年間、愛知県内で5,000頭目標にいきたい。で、それを今の生息数で勘案していくと、設楽町が786、東栄町329、豊根が849という数字が出ております。すみません。今のはニホンジカに関してお話しをしております。で、今沿っている計画の数字ですけども、設楽町の捕獲頭数は今年が700、来年800という。昨年が600です。6、7、8、3か年計画になっております。29、30、31という数字なんです。600、700、800と。それから東栄町のニホンジカが3年間とも250の計画。それから豊根村のニホンジカが3年間700頭という計画で、若干、県の示した数字よりも低い部分もあるようですけれども、そういった数字で計画ができております。

6 高森 いろいろ数字ありがとうございました。こうしてみると、非常にシカが増えてイノシシが横ばいっていうか、急激に増えてない。そういうふうな数字が上がっている気がします。私が住んでいる名倉に関して言うと、私が来た時から比べても、ここ3、4年、柵を作った5年前から非常にイノシシの数が激減しているというか、そういう、ありがたいことですが、農作物の被害がないので。それから頭数制というのもいいですが、一度どのくらい頭数がその地域におるのかとか、そのへんを広域連携で調査か何かして、イノシシに使うお金をシカのほうへまわす。そういうふうなやりくりとか、そういうふうな予算の配分とかは、広域というか3地区の連合で話し合いとかできないものなんでしょうか。

産業課長 最初に説明させていただきました。国が基本方針を作りまして、県が基本計画を作ります。で、必要に応じて、第2種特定鳥獣ということで、その駆除計画を作ります。それに基づいて各市町村で3か年の実施計画を組んでいきます。で、その計画を作る段階で、まず県はそういった頭数の調査を県のほうで行います。で、愛知県の中の、地図がありましてそこをメッシュに切ってですね、生息頭数の多い部分、少ない部分という地図を作ります。で、その地図とか、生息頭数に基づいて各市町村の目標の駆除の頭数を決定していきます。

6 高森 よくわかりました。ありがとうございました。私が言いたいのは、やはり山の動物というのは、持ち込まれたのはものすごい増えますけれども、在来種というのはぎゃーんと増えるようなことはそうないと思うので、今の状況を見ると、シカの数は確かにのべつ幕なし増えている感じがします。それは有害として認定して、しっかり駆除せんといかんですが、もともとからある動物に関しては、ある程度個体数を把握しながら慎重に駆除していく形がいいかと思いますので、そのへんの現実の被害と個体数の把握をきちっと抑えて、有害鳥獣のそういう指定を実行していただくという。そういうふうな方向でお願いしたいですが。

町長 いかかですか。設楽町にイノシシがわんさとおるとか。あるいは今言われたように、800頭近いシカが毎年取れますが、どういう考えをお持ちですか。イノシシもシカも、全部、邪魔だから捕まえてしまえと、そういう発想でしょうか。

町長 有害鳥獣捕獲の件についてはですね、今、産業課長が申し上げたように、国のそうした基準制度、それを受けて愛知県が当該の自治体に対して数量等を示していただき、それに基づいて我々自治体としても捕獲頭数等を定め、それを進めてきているところです。ですので、「ありったけ捕まえればいいんだ」とか、「とにかくうちだけ減らせばいいんだ」とかっていう、

そういう単純な話でなくてですね、やはり影響を及ぼす、そうした獣害のものに対してのある程度捕獲ということは、計画に基づいて進めていくというのが原則だというふうに考えております。その結果ですね、設楽町は、特にニホンジカの捕獲報償金が高いということもあるわけですが、それに応えていただいて、捕獲していただく皆さん方が努力をし、近年だいたい捕獲頭数が増えてきたと。その成果と言っていいかどうかはまだこれから実態を把握していかないとわからない部分がありますけれども、以前よりもそうしたことが功を奏してきたかなあとは思いますが、捕獲頭数が増えることにもよってですね、全体のそうした状況というのは少なくなってきたなというふうには実感はしているところです。今後、さらに状況を見ながらですね、この捕獲業務については、皆さんにもお願いをしていただきながらこれを進めていきたいということで、最終的にはやはり農作物等の被害が減少するという、そういう成果が見られれば、こうした報償金等もお支払いさせてもらうなかで、一定の成果は出てくるものであろうというふうに期待をしておりますし、それを基にやっぱりこれからも進めていく必要があるかというふうにも思っております。

6 高森 ここ5、6年はいいですが、もう数年すると猟友会がどんどん高齢化して、銃で取る時代が終わり、底が、先が見えそうな気がしますので、そろそろ皆さんもそのへんのことを考えて、やっぱり有害防除にはまずフェンスをしっかりね、自分の住居周りをしっかり押さえて、入り込まないように、そういうふうな基本的なそういう駆除法から徹底していくということが生活を守る1番いい方法ではないかと思えます。課長もいろいろとこれから予算がどんどん減って行って大変だと思えますが、有害には非常に敬意を払っていますので、私も生活が豊かになればいいと思えますので、どんどん調和のとれた有害駆除をひとつよろしくお願いします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 2時55分といたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時53分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、報告第3号「平成29年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について」、日程第7、報告第4号「平成29年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第8、報告第5号「平成29年度設楽町公共下水道

特別会計繰越明許費繰越計算書について」を一括して議題とします。本案について説明を求めます。

副町長 それでは報告3件、一括で説明させていただきます。

まず、報告第3号「平成29年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について」、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、別紙のとおり継続費繰越計算書を調整し議会へ報告するものであります。平成29年度から31年度までの3か年の継続費で実施しています、仮称であります、道の駅清嶺と歴史民俗資料館、この2件の建設事業について、平成29年度執行額及び予算残高が別紙計算書のとおり確定しましたので、道の駅関係分181,124千円、歴史民俗資料館関係分342,243千円、合計523,367千円を翌年度逡次繰越額として、次年度へ繰り越して執行するものであります。

続きまして、報告第4号「平成29年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」です。平成29年度設楽町一般会計補正予算における繰越明許費を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費、繰越計算書を調整し、議会へ報告するものであります。別紙をお願いいたします。事業名欄の旧名倉中学校講堂解体事業から最下段の下水道処理場造成工事に係る公共下水道特別会計繰出金までの14事業について、総額197,804,760円を平成30年度に繰り越して執行するものであります。なお、各事業ごとの繰越額、財源内訳等については別表に記載するとおりであります。

続きまして、報告第5号「平成29年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」です。平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第4号)における繰越明許費を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整し議会へ報告するものであります。下水道処理場造成事業の50,000千円は、下水道事業債4,600千円、一般会計からの繰入金45,400千円を財源として、平成30年度に繰り越して執行するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

報告第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 高森 この予算は繰り越して執行できるめどがたつのでしょうか。そのへんいかがですか。

副町長 今申しましたように、この逡次繰越という手続きを取らないといけないものですから、これを、手続きを取って議会に報告をして30年度にその予算を執行させていただくものです。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これでは質疑を終わります。報告第3号は終わりました。

議長 報告第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第4号は終わりました。

議長 報告第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第5号は終わりました。

議長 日程第9、報告第6号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について説明を求めます。

副町長 報告第6号「専決処分の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり本年3月26日に専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。専決処分書及び参考資料をお開きいただきたいと思います。この専決処分につきましては、平成29年9月20日に議会の議決を得た、特定環境保全公共下水道事業、処理場用地造成工事に係る契約事項の一部変更が、設楽町長の専決事項の指定第1項に規定する3,000千円以下の契約変更でありますので、専決処分したものであります。具体的な変更内容は、当初、現地の一部の掘削土を盛土として流用する計画でありましたが、掘削を行ったところ、想定より軟弱地盤の箇所があったため、残土処分することとし、当初の残土処分量3,100m³から6,700m³に変更したことに伴い、契約金額を123,120千円から125,557,560円に2,437,560円増額する契約額の変更であります。なお、それ以外の契約内容については変更事項はございません。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。報告第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。報告第6号は終わりました。

議長 日程第10、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第1号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会へ報告し承認を求めるものであります。本件につきましては、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産評価員は議会の同意を得て専任する事項であります。4月1日付の平成30年度職員定期人事異動により原田誠君を財政課長に任用するとともに、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として、あわせて新たに固定資産評価員に専任するため専決処分をさせていただいたものであります。なお、生年月日、住所等は専決処分書に記載したとおりであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。承認第1号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第1号は承認されました。

議長 日程第11、承認第2号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第2号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり本年3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会へ報告し承認を求めるものであります。専決処分書及び補正予算のほうをごらんください。本件につきましては、先の3月議会初日に可決された平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第4号)において下水道処理場造成工事に係る繰越明許費の財源として、一般会計からの繰出金を充当してありますが、一般会計補正予算における繰越明許費への計上漏れがありましたので、特別会計と同様の財政措置として一般会計補正予算(第11号)の第1表繰越明許費に公共下水道特別会計繰

出金45,400千円を定める必要があるためであります。なお、予算総額については増減はございません。議会終了後の補正予算ということで、大変申し訳ありませんでした。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第2号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第2号は承認されました。

議長 日程第12、承認第3号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第3号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり本年3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会へ報告し承認を求めるものであります。本件につきましては、平成30年税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が3月28日に成立し、改正法の施行日の一部が平成30年4月1日とされていることから、町の税条例においても所要な改正が必要となったため専決処分したものであります。今回の法改正の概要は大きく3点ありまして、第1点目は、個人住民税における個人所得課税の見直しで、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除に控除額の一部振り替え。またこれらの控除についての制度の適正化であります。

2点目は、固定資産税のうち土地について評価替えに際し、価格の変動に伴う税負担の激変が生じる場合の負担調整措置の3年間延長についてであります。

3点目は、地方たばこ税率の引き上げで、紙巻きたばこについては3段階で1本1円、計3円の引き上げ。また加熱式たばこについては、課税方式の見直しで課税区分の新設、紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しを5年かけて段階的に移行するもので、いずれも本年10月1日から実施するものであります。

なお、今回の法律改正は各事項により施行期日が異なっておりますので、

附則第1条で各改正規定の施行日を規定するとともに、町民税、固定資産税及びたばこ税の係る経過措置についても附則の第2条以下で規定しています。以上、主要な3点を含め詳細な改正内容につきましては、別紙の条例改正条文のとおり、所要な改正を行いましたが、先の全員協議会で新旧対照表及び改正の概要に基づき詳細に説明をしましたので、本日は条文の説明は省略させていただきます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 地方税法の改正によりましてですね、給与所得控除上限額が適用される収入金額が10,000千円超から8,500千円に引き下げられました。また、給与所得控除の上限額が2,200千円から1,950千円に引き下げられたと。いずれも納税者にとって不利なことなのですが、今回も町条例改正には、改訂です、町条例改訂にはこのことは盛り込まれているのか、それとも全然関係ないのか教えてください。

財政課長 今回の町条例にはその旨はうたっておりません。改正が入っておりませんが、所得税のほうで改正になることになります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。承認第3号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第3号は承認されました。

議長 日程第13、承認第4号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第4号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり本年3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会へ報告し承認を求めるものであります。本件につきましては、平成30年度から住宅行政に係る事務分掌を生活課から建設課へ変更することに伴い、所掌する空屋等対策協議会条例の中で規定する庶務事務を担当する課を改正するもので、具体的には条例第7条の庶務規定中、生活課を建設課に改めるものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。承認第4号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第4号は承認されました。

議長 日程第14、同意第2号「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第2号「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について」、下記に記載する後藤峯樹さんを設楽町段嶺財産区管理会委員に選任したいので、設楽町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。同条例第3条第1項の委員に係る住所要件を満たしています。本議案は委員の欠員に伴い、補充選任する必要が生じたため、議会の同意を得て選任するもので、任期は選任の日から平成33年11月8日までで、同条例第3項の規定により前任者の残任期間であります。以上です。

議長 同意第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。同意第2の採決をします。採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。同意第2号は同意することに決定しました。

議長 日程第15、議案第37号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。

副町長 議案第37号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、下記に記載する伊藤重洋さん及び鈴木伸勝さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。本議案は、伊藤重洋委員及び金田好司委員の任期が特例延長の措置により本年9月30日まで任期が延長され、同日で任期満了を迎えることに伴い、伊藤委員は4期目として引き続き、また鈴木伸勝さんを新たな委員の候補者として共に推薦するものであります。両候補者とも同法第3条の住所要件及び第6条第3項の議会議員の選挙権を満たしていると共に、再任及び新任の年齢要件をクリアしてます。なお、鈴木伸勝さんにつきましては、人権擁護員の所管課である町民課長をはじめ長い間課長職を務め、豊富な行政経験及び知識を有し人格識見が高い方ありますので、人権擁護員の適任者として推薦するものであります。なお、両候補者の任期は同法第9条の規定に基づき、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年であります。以上です。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について議会に意見を求めています。御意見はありませんか。

6 高森 非常に有能な方が突然定年前に辞められたので心配してましたが、こうしていい役職に就かせてくれたのを非常に喜んでおります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 意見なしと認めます。お諮りします。議案第37号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第37号に対する議会の意見は適任とすることに決定しました。

議長 日程第16、議案第38号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第38号「工事請負契約の締結について」、本議案の塩津地内における簡易水道配水管移設工事請負契約の締結については、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する50,000千円以上の工事に該当し、このたび一般競争入札により落札者を株式会社遠山建設に決定し、契約金額90,612千円で仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。次ページ

以降に入札に係る参考資料を添付してありますが、5月25日に電子入札を執行し、税込み93,150千円の予定価格に対し、落札価格は税込み90,612千円で落札率は97.28%であります。さらに1枚はねていただくと、開札結果を添付してあります。また、本工事の概要につきましては、愛知県が施工する県道和市清崎線の道路改良工事に伴い、塩津地内に布設されている水道配水管が工事の支障となったため町道上塩津線に延長1,540メートル移設する工事であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第38号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 専決自体は賛成なんですけれども、そしてこの工事は予算で承認されているかと思うのですが、ちょっと今地図を見まして、びっくりしているんですけれども、要するに現道から水道管をですね、実線のところに移すということですが、かなり距離があってしかも山のなかなんですけれども、この実線のずっと奥に入っていきますと1軒家があったことを覚えているんですけれども、後は出てたぶん家はないと思うんですけれども、これここに埋設して、ずっと埋設するかと思うのですが、維持管理の点でこれで大丈夫なんでしょうか。

生活課長 この県道和市清崎線の改良工事に伴って、今回現道にとってある簡易水道管が支障になることによって、県のほうから相談を持ちかけられて、町の中でコンサルをどうしても含めて付け替えについていろいろ検討をしました。検討しましたが、3つほど候補があったんですが、やはりこの町道上塩津線に移設替えることが1番安価で、後管理のことも含めてあったんですが、そちらについても問題がないということが確認されましたので、検討の結果、こちらのほうに移しました。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第38号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、議案第39号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」

を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第39号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」について説明します。今回の補正は歳入歳出それぞれ70,496千円を追加し、予算総額を6,690,444千円とするものであります。第2条の地方債の補正につきましては、3ページの第2表地方債補正に計上する、林道改良事業これは油戸1号線であります。この過疎債を200千円減額。小規模林道開設事業笹頭山線ですが、2,200千円減額し、小規模林道改良事業境川線の舗装事業に新たに過疎債を2,400千円追加するものであります。起債の総額には変更ございません。それでは歳出から説明しますので6ページ、7ページをお開きください。1款議会費1項1目議会費は、本年度の行政視察先が鳥取県及び島根県に決定したことに伴い、遠距離のため予算では1泊でしたが2泊を要することとなり、9節研修旅費に1泊分144千円追加すると共に飛行機代、貸切バス代等が新たに生じますので、13節委託料として新たに721千円を計上するものであります。続いて2款総務費1項2目財産管理費の11節需用費修繕費は、旧名倉中学校講堂解体工事が完了したので、速やかに跡地を駐車場として活用するため、庁舎等修繕費に1,055千円増額補正するものであります。3目電子計算費の備品購入費は、年度当初に産業課のプリンタが故障し修理不能となったので、緊急処置として当初予算で計上しているパソコン購入費を充当して買い換えることに伴い、パソコン購入に要する不足額490千円を増額補正するものであります。3款民生費1項2目障害者福祉費は障害者総合支援事業費補助金の歳入補正予算計上に伴う財源構成であります。3目老人福祉費の19節町社会福祉協議会訪問介護サービス運営費補助金は、時間賃金の引き上げ及び雇用日数の増加によるもので、当初計上予算賃金予算との差額を所要額として1,251千円増額補正するものであります。8ページ4款衛生費1項2目の予防費の7節賃金は、栄養相談特定保健指導離乳食教室等育児休業代替の職員である管理栄養士による実施計画の拡充により不足する賃金を所要額として330千円増額補正するものであります。また23節償還金、利子及び割引料は、平成29年度に未熟児養育医療費に該当する児童がいなかったためすでに見込みで交付されてます国庫負担金41,900円及び県負担金20,950円の全額を返還するための新規計上であります。5款農林水産業費1項農業費2目農業振興費の13節委託料は、仮称道の駅清嶺の運営組織を機能的で効果的な組織として設立し具体的な体制づくり及び円滑な経営形態の検討を計画的に進めていくための支援業務を委託するものであります。具体的な委託業務は、食部門及び売店等経営形態確立に関する調査・分析、2点目が先進事例調査、デザインを含み詳細な経営形態に関するアドバイザー費用、3点目は運営

組織設立に要する諸手続き費用、4点目が業務報告書の作成経費、5点目は地元の検討組織メンバーへの実施協力謝礼、以下諸経費等含んでの予算計上であります。2項林業費3目林道事業費は、県のヒアリングにおいて11路線が対象事業費の増額、減額これが7路線ありまして、また新規採択4路線がヒアリングで採択されたことにより、県単林道補助事業として本申請に向けてそれぞれ事業費を補正するものであります。まず、小規模林道改良工事は、林道東長沢線はじめ4路線において24,070千円が採択事業費として増額され、内大野山線は新規に11,130千円採択されています。また小規模林道舗装工事は、林道境川線はじめ6路線において36,870千円が採択事業費として増額され、内林道瀬沢線、中口尤線、古落目線の3路線については新規に23,640千円採択されています。小規模林道開設工事は、林道笹頭山線の事業費がヒアリングにより7,310千円減額されたことによる減額補正であります。11ページ9款教育費1項2目事務局費では、教員の多忙化解消・勤務状況の実態把握及び仕事の効率化を図るためタイムレコーダーを町内全小中学校に設置するための補正予算であります。12節役務費では設置する7台の設定手数料で、18節備品購入費はタイムレコーダー7台の購入費であります。2項小学校費2目小学校振興費は、名倉小学校及び津具小学校において次年度の複式学級対応の準備用としまして教科書及び指導書の追加購入費用を増額補正するものであります。最後、5項保健体育費3目学校給食調理場費は、1名の正規調理員が長期間の病気休暇を取得したことに伴い、臨時調理員に係る賃金を増額補正するものであります。

続きまして、歳入を説明します。4ページ5ページをお願いします。14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の1節障害者総合支援事業費補助金は、障害者自立支援給与支払い等システム改修委託料に702千円を要していますが、その2分の1の補助率で350千円を新規に計上したものであります。15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金5節林道事業費補助金は、歳出補正額に所定の補助率を乗じて積算した額を増額補正するもので、小規模林道改良事業補助金は補助率5分の3で13,630千円、小規模林道舗装開設事業は補助率3分の2で18,760千円であります。なお、歳出で説明したとおりそれぞれの補助対象事業費は、補助金採択を受けた額で積算しています。18款繰入金2項基金繰入金4目財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正の調整額であり、林道事業費補正及び道の駅清嶺運営組織設立支援業務を主なものとして37,756千円の新規計上であります。21款町債1項過疎対策事業債4目農林水産業債は、事業ヒアリングにおける該当路線の採択事業費に基づき事業費及び補助金はそれぞれ補正しまし

たが、町債については再度各事業間で調整した結果組み替えで対応することで額の補正はありません。以上、補正予算の説明とさせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第39号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

7 熊谷 今説明を副町長から受けたわけですが、ちょっと聞き取りにくいところがあった。再度ですね、第5款農林水産事業のですね、9ページの工事請負費林道開設工事がマイナス7,310千円かな、これについてどこが笹頭山線とかなんとかいうように言われたので、細かいちょっと説明をしていただきたい。

副町長 開設は笹頭山線です。田峯の裏の方。29年度の事業との絡みがありますので、詳細については建設課長の方から説明します。

建設課長 笹頭山線の開設ですけれども、昨年まで、昨年というかこれからも順次進めていくわけなんですけれども、昨年度開設事業を終えた時点で、ちょっと山が急峻でございまして、県のほうからその先線の候補等についても一度要検討をしてくださという話でございまして、その部分について今回は県のほうで採択を見送らせていただきたいということで減額となっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9 山口 1つ質問いたします。9ページ農業振興費の産業課担当の委託料、道の駅清崎運営組織設立支援業務委託について質問いたします。説明によりますと、売店等の分析・調査、またアドバイザーを入れて地元の有志等の意見をまとめるというような説明でありましたけど、道の駅設計図もできて、それから今まで売店をどうするかという話も予算をかけられて継続されてきておると思っておりました。で、新たにここで運営組織の設立支援業務委託というような活字ではこのような打ち出し方で、総額11,000千円を投資していくわけでありまして、もう少し具体的に、こうなったからこうなって、アドバイザーを入れてアドバイザーを中心にやっていくのか。いろいろな中での、ちょっと今の説明ではこの意図することがわかりませんので、要は遅れてて組織になってないならなってないで結構ですので、であるからどうなんだという内容をちょっと付け加えていただきたいと思えます。

産業課長 では、今の点説明させていただきます。今現在、地元でまとまってきたのが、形式として株式会社でいくと。で、設立方式としては、発起人が出資しまして、まず株式会社を設立、それから増資で協力していただける方を募集してというストーリーまでできております。ただし、その今この道の駅に入る売店でどういったものをメインに売っていくか、それから

レストランの経営についてもまだそこを運営される方、人は具体的にはまだ決まっておられません。で、メニューについてもまだ検討中という状態です。この委託費を使いまして、まず売店でも通り客からどういうニーズがあるのかという調査、それからもう1つは地域の方もそこで買い物をされるでしょうから、どういう要望、どういうニーズがあるかという地域への調査、で近隣にはファミリーマートさん、八雲苑さんがありますので、そのへんとの住み分けも考えながら、そういうコンセプトを決定していきたいと。ちょっとそのへんが、実は後手になって遅れておりますけれども、そのあたりを詰めていく費用を計上させていただきました。その売店以外に、先ほども言いましたが、レストラン部門で八雲苑さんとの絡みもありますので、メニュー構成ですとかそういったものもアドバイスをいただきながら固めていきたいという内容の調査になっております。よろしくお願ひします。

9 山口 今言わんとしておることは十分掌握できますけど、この11,000千円の予算のですね、積算はどのような形で11,000千円を出してこられたわけですか。例えばアドバイザーに6,000千円だとか、根拠があると思うのですが、ちょっとその根拠を教えてくださいと思います。

産業課長 まず、先ほどの売店等のニーズ調査が約400千円とそれの分析にかかる人件費が約900千円、で合計ですねその調査関係で約1,300千円になります。それからレストラン等のまずメニュー関係のアドバイザーにかかる費用が1,000千円、それから試作品ですとか視察にかかる経費として300千円、それからコンサルタント、レストランの提案ではなくて全体の組織設立にかかるコンサルタントへの費用として約2,000千円、合計今レストランですとか売店にかかるアドバイスにかかる部分で約3,400千円。それからですね、株式会社ということでその設立に要するアドバイスですとか、経費それからアドバイスにかかる人件費がですね約1,000千円、それから最終的に業務報告として180千円、それから地元メンバーへの協力の謝礼、ざっくりこれ月に1名50千円程度で試算をしておりますけれども、トータルで2,000千円前後でそれにかかる諸経費、消費税で3,300千円。諸経費が全体の20%の部分ともうちょっとかかるところもありますけれども、諸経費、消費税で3,300千円で、トータルでこの金額になっております。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありませんか。

4 松下 今ちょっとお話しをして、道の駅のお話は方向性とか進んでいる状態はわかったんですが、その中で地域の拠点となる道の駅というお話の中で、隣にある、隣接するファミリーマートであるとか八雲苑であるとかいう施

設もあるわけですが、私1番この中で、1番懸念しているのは隣にある、隣というか一緒に開発する郷土資料館のほうのお話、教育委員会の担当になると思うんですが、そこらへんが重要なこれからの運営の母体の中には当然入ってくると思うんですが、そうした考えの中で株式会社がすることはいいんですが、そちらの方との絡み合いについての話し合いだとか、こういうふうを考えているというお話がもしあるならば、また、なければ絵に描いた餅になりつつあると思うんで、同じ敷地内にある施設がどのように連携していくのかと、交互にやっていくのかという、そういう今のところ皆さんの中にそういうお考えがどういうふうになって、どういうふうに動いているかということをお聞きします。

産業課長 この30年度、この補正の、この金額の予算の中でですね、周辺施設との仮称連絡協議会といいますか、そういう話し合いの場を設けていく予定をしております。そこに当然入っていただく予定をしておりますのは、八雲苑さん、ファミリーマートさん、それから奥三河郷土館というか歴史民俗資料館ですね、でどのように分担しながら盛り上げるかということも調整を進めたいと考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。議案第39号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第39号を所管ごとに委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後3時47分